

手法編 (素案)

目次

第1節	応急活動体制の確立	1
第1	風水害時の配備体制	1
1	気象情報等の収集、伝達及び職員配備	1
2	災害警戒本部の設置、運営、廃止	3
3	災害対策本部の設置、運営、廃止	5
第2	地震災害の配備体制	8
1	地震災害情報等の収集、伝達及び職員配備	8
2	災害警戒本部の設置、運営、廃止	10
3	災害対策本部の設置、運営、廃止	12
第3	その他の災害の配備体制	15
1	その他災害に関する収集、伝達及び職員配備	15
2	災害警戒本部の設置、運営、廃止	17
3	災害対策本部の設置、運営、廃止	19
第2節	災害対応に係る調整	22
第1	情報収集・整理・伝達	22
1	通信手段の確保	22
2	災害情報の収集、連絡	24
第2	広報・広聴	26
1	災害広報	26
2	住民からの問合せへの対応	27
第3	緊急輸送	29
1	緊急輸送路の確保及び交通規制	29
2	緊急輸送等の実施	31
第4	応援要請・受援	34
1	応援要請、受援体制の整備、派遣部隊や応援職員の撤収要請	34
2	広域一時滞在	36
第5	災害救助法の適用	38
1	災害救助法の適用申請	38
2	災害救助法による救助の実施、実施状況の記録及び報告	39
第3節	市民の生命を守るための対策	40
第1	避難	40
1	避難行動支援	40
2	警戒区域の設定	42
3	指定避難所の開設	43

4	市町村・県の区域を越えた避難者の受入	45
5	帰宅困難者対策	46
第2	消火、救急・救助	47
1	消火活動	47
2	救急・救助活動	49
第3	医療救護	52
1	医療救護体制の確立	52
2	医療救護活動の実施	54
第4	風水害応急対策	56
1	巡視警戒及び応急措置	56
2	危険物等の二次災害の防止	58
第5	地震災害応急対策	60
1	土砂災害等の拡大防止	60
2	建築物等の二次災害の防止	62
3	危険物等の二次災害の防止	64
第6	雪害応急対策	66
1	住民への情報提供	66
2	豪雪時における各種対策	67
3	道路等の除排雪	69
第7	原子力災害応急対策	70
1	避難者の受入	70
2	屋内退避、避難誘導等の防護活動	70
3	情報伝達活動及び風評被害対策	72
4	飲料水、飲食物の摂取制限等	74
第4節	市民の生活を守るための対策	75
第1	避難生活支援	75
1	避難所の管理運営	75
2	被災動物救護対策	77
第2	飲料水・食料・生活必需品の供給	78
1	飲料水供給対策	78
2	食料供給対策	80
3	生活必需物資供給対策	83
第3	行方不明者等の搜索及び死体の火葬	85
1	行方不明者及び死体の搜索	85
2	死体の処理	87
3	死体の火葬	89
第4	ライフラインの応急復旧	91
1	上水道施設応急対策	91

2	下水道施設応急対策	93
3	電力・通信・鉄道等施設応急対策	95
第5	要配慮者支援	96
1	避難所等における要配慮者支援	96
2	福祉避難所等の開設、運営	98
第6	防疫対策	100
1	防疫活動	100
2	避難所の防疫指導等	102
第5節	早期復旧に向けた対策	103
第1	住宅の確保	103
1	応急仮設住宅の供与	103
2	被災住宅の応急修理	107
第2	障害物等の除去	108
1	住宅に運び込まれた障害物の除去	108
2	道路等関係障害物の除去	109
3	除雪活動	111
4	降灰除去等	112
第3	災害廃棄物処理	113
1	し尿、避難所ごみ、生活ごみの処理	113
2	災害廃棄物の処理、処分	116
3	損壊家屋等の撤去・解体	118
第4	災害ボランティア支援	120
1	災害ボランティアセンターの設置	120
2	災害ボランティアセンターの運営	122
第5	義援金品の募集、配分	124
1	義援金の募集、受付及び配分	124
2	支援物資の募集、受付及び配分	126
第6	応急教育	128
1	人的被害の把握	128
2	施設の応急措置	129
3	学校教育等の再開に向けた対策	131
4	文化財の応急対策	133
第6節	被災者の生活再建支援	134
第1	罹災証明書の発行	134
第2	生活資金等の支給、貸付	136
第3	税の減免	137
第4	住宅再建支援	138
第5	労働力確保対策	139


第6	日本郵政グループの災害時特別取扱内容の周知	140
第7節	企業等の再建支援	141
第1	農林業の再建支援	141
第2	商工業の再建支援	142
第8節	公共施設の災害復旧	143
第1	災害復旧に係る財政援助.....	143
第2	公共施設の復旧事業の推進.....	145
第3	災害復興	146

第1節 応急活動体制の確立

第1 風水害時の配備体制

1 気象情報等の収集、伝達及び職員配備

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 気象や水位等の情報を収集する					
1-1	防災関係機関（甲府地方气象台、県防災危機管理課等）から発表伝達される情報を受信する	防災危機管理課	発災前 ～	県、气象台	
1-2	テレビ、インターネット、県総合河川情報システム、河川監視カメラ等の情報をモニタリングする	防災危機管理課	発災前 ～		
1-3	注意報（大雨、洪水、大雪、風雪）が発表されたときは、注意報等配備体制を確立（勤務時間外は自宅待機）し、推移を見守る	防災危機管理課	発災前 ～		
2 警報等配備体制を確立する					
2-1	警報（大雨、洪水、大雪、暴（風）雪）が発表されたとき、又は土砂キキクルにより2時間後に「警戒（赤色）」が予測されるときは、警報等配備体制を確立する	防災危機管理課	発災前 ～		
2-2	配備職員（総務課、政策課、企画課、財政課、農林土木課、土木課、各支所、指定避難所等管理職員、行政バス運転職員）に職員参集メール、グループウェア、電話等により動員を伝達する	防災危機管理課	発災前 ～		
2-3	配備職員の動員状況を把握する	防災危機管理課	発災前 ～		
3 情報収集・整理・伝達を行う					
3-1	テレビ、インターネット、県総合河川情報システム、河川監視カメラ等の情報をモニタリングする	防災危機管理課	発災前 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	重要水防箇所等を巡視点検し、水位や周辺の異常現象を把握する	農林土木課 土木課 各支所	発災前 ～		
3-3	異常があるときは、防災危機管理課に報告する	農林土木課 土木課 各支所	発災前 ～		
3-4	災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、直ちに各部、県、甲府地方気象台等の関係機関に伝達する	防災危機管理課 総務課 政策課 企画課	発災前 ～	笛吹警察署	
3-5	異常な現象は、市防災行政無線、Ｌアラート、ホームページ、メール配信、広報車等を利用して、対象地域となる住民に対してその危険性を周知徹底する	防災危機管理課 総務課 政策課 企画課	発災前 ～		
3-6	収集した情報を記録・整理する	防災危機管理課 総務課 政策課 企画課	発災前 ～		
3-7	天候や状況が悪化することが見込まれるときは、指定避難所等管理職員、行政バス運転職員に災害警戒本部体制移行への準備を伝達する	防災危機管理課	発災前 ～		
4 警報等配備体制を解除する					
4-1	総務部長と協議を行い、配備体制の解除又は災害警戒本部への移行を検討する	防災危機管理課	発災前 ～		
4-2	警報等配備体制の解除を決定したときは、その旨を職員参集メール、グループウェア、電話等により配備職員に伝達する	防災危機管理課	発災前 ～		
警報・注意報発表基準					

2 災害警戒本部の設置、運営、廃止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害警戒本部体制を確立する					
1-1	災害対策本部体制配備基準に相当する情報を覚知したときは、総務部長に連絡する	統括班	発災前 ～		
1-2	総務部長の決定を受け、災害警戒本部体制を確立する	統括班	発災前 ～		
1-3	各部長に職員参集メール、グループウェア、電話等により動員を伝達する	統括班	発災前 ～		
1-4	各部長の判断により、必要な職員(1課3名程度)の動員を伝達する	全ての班	発災前 ～		
1-5	所定の参集場所に参集し、参集状況を統括局統括班に報告する	全ての班	発災前 ～		
1-6	職員参集状況をとりまとめ、本部長に報告する	統括班	発災前 ～		
2 災害警戒本部を設置する					
2-1	本部長(総務部長)の決定を受け、本館3階301会議室に災害警戒本部を設置する	統括班	発災前 ～		
2-2	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	統括班	発災前 ～		
2-3	災害警戒本部設置について、市職員、県防災危機管理課、防災関係機関等に連絡する	統括班	発災前 ～		
2-4	災害警戒本部設置について、市ホームページ、Lアラート等により住民に広報する	統括班	発災前 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 災害警戒本部を運営する					
3-1	雨量や河川水位等の状況、被害発生情報等を逐次把握し、市本部に報告する	統括班	発災前 ～		
3-2	本部長（総務部長）の判断を受け、災害警戒本部会議の開催準備を行う	統括班	発災前 ～		
3-3	災害警戒本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	統括班	発災前 ～		
3-4	当面の市の対応方針を市職員、県防災危機管理課、防災関係機関等に報告する	統括班	発災前 ～		
3-5	当面の市の対応方針について、市ホームページ、Ｌアラート等により住民に広報する	統括班	発災前 ～		
4 災害警戒本部を閉鎖する					
4-1	適宜、雨量や河川水位等を県総合河川情報システム等でモニタリングする	統括班	発災前 ～	県、気象台	
4-2	災害警戒本部会議を開催し、市長と協議の上、災害対策本部への移行又は災害警戒本部の閉鎖を決定する	統括班	発災前 ～		
4-3	災害警戒本部の閉鎖について、県防災危機管理課、防災関係機関等に連絡する	統括班	発災前 ～		
4-4	災害警戒本部閉鎖について、市ホームページ、Ｌアラート等により住民に広報する	統括班	発災前 ～		
4-5	災害対策本部体制への移行又は災害警戒本部体制の解除について、職員参集メール、グループウェア、電話等により動員職員に伝達する	統括班	発災前 ～		

3 災害対策本部の設置、運営、廃止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害対策本部体制を確立する					
1-1	災害対策本部体制配備基準に相当する情報を覚知したときは、市長に連絡する	統括班	直後～		
1-2	市長の決定を受け、災害対策本部体制を確立する	統括班	直後～		
1-3	全職員に職員参集メール、グループウェア、電話等により動員を伝達する	統括班	直後～		
1-4	所定の参集場所に参集し、参集状況を統括局統括班に報告する	全ての班	直後～		
1-5	職員参集状況を取りまとめ、本部長に報告する	統括班	直後～		
2 災害対策本部を設置する					
2-1	本部長（市長）の決定を受け、本館3階301会議室に災害対策本部を設置する	統括班	直後～		
2-2	本庁舎が被災したときは、御坂支所、八代支所、一宮支所の順に本部代替設置場所を検討し、設置する	統括班	直後～		
2-3	災害対策本部及び統括局統括班の運営に必要な書類・資機材等を準備する	統括班	直後～		
2-4	災害対策本部設置について、市職員、県防災危機管理課、防災関係機関等に連絡する	統括班	直後～		
2-5	災害対策本部設置について、市ホームページ、Lアラート等により住民に広報する	統括班	直後～		


手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 災害対策本部を運営する					
3-1	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、市本部に報告する	統括班	直後～		
3-2	本部長の判断を受け、災害対策本部会議（本部員会議又は緊急対策会議）の開催準備を行う	統括班	直後～		
3-3	災害対策本部会議（本部員会議又は緊急対策会議）を開催し、当面の市の対応方針を決定する	統括班	直後～		
3-4	特定の地域に被害が集中し、局地的な対応が必要なときは、現地災害対策本部を設置する	統括班	直後～		
3-5	当面の市の対応方針を市職員、県防災危機管理課、防災関係機関等に報告する	統括班	直後～		
3-6	当面の市の対応方針について、市ホームページ、Ｌアラート等により住民に広報する	統括班	直後～		
4 災害対策本部を閉鎖する					
4-1	適宜、雨量や河川水位等を県総合河川情報システムでモニタリングする	統括班	24 時間 ～	県、気象 台	
4-2	災害の復旧状況や終息状況等を逐次把握し、市本部に報告する	統括班	24 時間 ～		
4-3	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する	統括班	24 時間 ～		
4-4	災害対策本部の閉鎖について、県防災危機管理課、防災関係機関等に連絡する	統括班	24 時間 ～		
4-5	災害対策本部閉鎖について、市ホームページ、Ｌアラート等により住民に広報する	統括班	24 時間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
4-6	災害対策本部体制の解除又は災害警戒本部等への移行が決定されたときは、職員参集メール、グループウェア、電話等により動員職員に伝達する	統括班	24 時間 ～		

第2 地震災害の配備体制

1 地震災害情報等の収集、伝達及び職員配備

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 警報等配備体制を確立する					
1-1	地震による揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で確認する	防災危機管理課	直後 ～		
1-2	市域の震度が4のときは、職員参集メール、グループウェア、電話等により動員を伝達する（勤務時間外は、自動参集）	防災危機管理課	直後 ～		
1-3	配備職員の動員状況を把握する	防災危機管理課	直後 ～		
2 情報収集・整理・伝達を行う					
2-1	テレビ、インターネット、県総合河川情報システム等の情報をモニタリングする	防災危機管理課 総務課 政策課 企画課	直後 ～		
2-2	適宜、県と連絡調整し、市及び隣接市の災害発生状況等について確認する	防災危機管理課 総務課 政策課 企画課	直後 ～		
2-3	必要に応じて、所管施設を点検し、異常の有無等を把握する	農林土木課 土木課 各支所	直後 ～		
2-4	所管施設に異常があるときは、防災危機管理課に報告する	農林土木課 土木課 各支所	直後 ～		
2-5	収集した情報を記録・整理する	防災危機管理課 総務課 政策課 企画課	直後 ～		
3 警報等配備体制を解除する					
3-1	総務部長と協議を行い、配備体制の解除又は災害警戒本部への移行を検討する	防災危機管理課	直後 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	警報等配備体制の解除を決定したときは、その旨を職員参集メール、グループウェア、電話等により配備職員に伝達する	防災危機管理課	直後 ～		
南海トラフ地震臨時情報					

2 災害警戒本部の設置、運営、廃止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害警戒本部体制を確立する					
1-1	地震による激しい揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で確認する	統括班	直後～		
1-2	市域の震度が5弱又は5強のときは、自動的に災害警戒本部体制を確立する	統括班	直後～		
1-3	市域の震度が5弱未満でも南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表や総務部長の判断を受け、災害警戒本部体制を確立するときは、各部長に職員参集メール、グループウェア、電話等により動員を伝達する	統括班	直後～		
1-4	各部長の判断により、必要な職員（1課3名程度）の動員を伝達する	全ての班	直後～		
1-5	所定の参集場所に参集し、参集状況を統括局統括班に報告する（勤務時間外は、参集途上の被害概況を把握し、併せて報告する）	全ての班	直後～		
1-6	職員参集状況をとりまとめ、本部長に報告する	統括班	直後～		
2 災害警戒本部を設置する					
2-1	本部長（総務部長）の決定を受け、本館3階301会議室に災害警戒本部を設置する	統括班	直後～		
2-2	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	統括班	直後～		
2-3	災害警戒本部設置について、市職員、県防災危機管理課、防災関係機関等に連絡する	統括班	直後～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-4	災害警戒本部設置について、市ホームページ、Ｌアラート等により住民に広報する	統括班	直後 ～		
3 災害警戒本部を運営する					
3-1	所管する施設又は施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を市本部に報告する	全ての班	直後 ～		
3-2	本部長（総務部長）の判断を受け、災害警戒本部会議の開催準備を行う	統括班	直後 ～		
3-3	災害警戒本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	統括班	直後 ～		
3-4	当面の市の対応方針を市職員、県防災危機管理課、防災関係機関等に報告する	統括班	直後 ～		
3-5	当面の市の対応方針について、市ホームページ、Ｌアラート等により住民に広報する	統括班	直後 ～		
4 災害警戒本部を閉鎖する					
4-1	適宜、県と連絡調整し、市及び隣接市の災害発生状況等について確認する	統括班	直後 ～	県、隣接市	
4-2	災害警戒本部会議を開催し、市長と協議の上、災害対策本部への移行又は災害警戒本部の閉鎖を決定する	統括班	直後 ～		
4-3	災害警戒本部の閉鎖について、県防災危機管理課、防災関係機関等に連絡する	統括班	直後 ～		
4-4	災害警戒本部閉鎖について、市ホームページ、Ｌアラート等により住民に広報する	統括班	直後 ～		
4-5	災害対策本部体制への移行又は災害警戒本部体制の解除について、職員参集メール、グループウェア、電話等により動員職員に伝達する	統括班	直後 ～		

3 災害対策本部の設置、運営、廃止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害対策本部体制を確立する					
1-1	地震による激しい揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で確認する	統括班	直後～		
1-2	市域の震度が6弱以上のときは、自動的に災害対策本部体制を確立する	統括班	直後～		
1-3	市域の震度が6弱未満でも南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表や市長の判断を受け、災害対策本部体制を確立するときは、全職員に職員参集メール、グループウェア、電話等により動員を伝達する	統括班	直後～		
1-4	所定の参集場所に参集し、参集状況を統括局統括班に報告する（勤務時間外は、参集途上の被害概況を把握し、併せて報告する）	全ての班	直後～		
1-5	職員参集状況を取りまとめ、本部長（市長）に報告する	統括班	直後～		
2 災害対策本部を設置する					
2-1	本部長（市長）の決定を受け、本館3階301会議室に災害対策本部を設置する	統括班	直後～		
2-2	本庁舎が被災したときは、御坂支所、八代支所、一宮支所の順に本部代替設置場所を検討し、設置する	統括班	直後～		
2-3	災害対策本部及び統括局統括班の運営に必要な書類・資機材等を準備する	統括班	直後～		
2-4	災害対策本部設置について、市職員、県防災危機管理課、防災関係機関等に連絡する	統括班	直後～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	災害対策本部設置について、市ホームページ、Lアラート等により住民に広報する	統括班	直後～		
3 災害対策本部を運営する					
3-1	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、市本部に報告する	統括班	直後～		
3-2	本部長の判断を受け、災害対策本部会議（本部員会議又は緊急対策会議）の開催準備を行う	統括班	直後～		
3-3	災害対策本部会議（本部員会議又は緊急対策会議）を開催し、当面の市の対応方針を決定する	統括班	直後～		
3-4	特定の地域に被害が集中し、局地的な対応が必要なときは、現地災害対策本部を設置する	統括班	直後～		
3-5	当面の市の対応方針を市職員、県防災危機管理課、防災関係機関等に報告する	統括班	直後～		
3-6	当面の市の対応方針について、市ホームページ、Lアラート等により住民に広報する	統括班	直後～		
4 災害対策本部を閉鎖する					
4-1	適宜、県と連絡調整し、市及び隣接市の災害発生状況等について確認する	統括班	24 時間 ～	県、隣接 市	
4-2	災害の復旧状況や終息状況等を逐次把握し、市本部に報告する	統括班	24 時間 ～		
4-3	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する	統括班	24 時間 ～		
4-4	災害対策本部の閉鎖について、県防災危機管理課、防災関係機関等に連絡する	統括班	24 時間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
4-5	災害対策本部閉鎖について、市ホームページ、Ｌアラート等により住民に広報する	統括班	24 時間 ～		
4-6	災害対策本部体制の解除又は災害警戒本部等への移行が決定されたときは、職員参集メール、グループウェア、電話等により動員職員に伝達する	統括班	24 時間 ～		

第3 その他の災害の配備体制

1 その他災害に関する収集、伝達及び職員配備

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 警報等配備体制を確立する					
1-1	防災関係機関（甲府地方气象台、県防災危機管理課等）から発表伝達される情報を受信する	防災危機管理課	発災前～	県、气象台	
1-2	テレビ、インターネット、県総合河川情報システム、河川監視カメラ等の情報をモニタリングする	防災危機管理課	発災前～		
1-3	警報等配備体制配備基準に相当する情報を覚知したときは、警報等配備体制を決定する	防災危機管理課	発災前～		
1-4	配備職員（総務課、政策課、企画課、農林土木課、土木課、各支所、指定避難所等管理職員、行政バス運転職員）に職員参集メール、グループウェア、電話等により動員を伝達する	防災危機管理課	発災前～		
1-5	配備職員の動員状況を把握する	防災危機管理課	発災前～		
2 情報収集・整理・伝達を行う					
2-1	テレビ、インターネット、県総合河川情報システム等の情報をモニタリングする	防災危機管理課 総務課 政策課 企画課	直後～		
2-2	適宜、県と連絡調整し、市及び隣接市の災害発生状況等について確認する	防災危機管理課 総務課 政策課 企画課	直後～		
2-3	必要に応じて、所管施設を点検し、異常の有無等を把握する	農林土木課 土木課 各支所	直後～		
2-4	所管施設に異常があるときは、防災危機管理課に報告する	農林土木課 土木課 各支所	直後～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	収集した情報を記録・整理する	防災危機管理課 総務課 政策課 企画課	直後 ～		
3 警報等配備体制を解除する					
3-1	総務部長と協議を行い、配備体制の解除又は災害警戒本部への移行を検討する	防災危機管理課	発災前 ～		
3-2	警報等配備体制の解除を決定したときは、その旨を職員参集メール、グループウェア、電話等により配備職員に伝達する	防災危機管理課	発災前 ～		

2 災害警戒本部の設置、運営、廃止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害警戒本部体制を確立する					
1-1	災害対策本部体制配備基準に相当する情報を覚知したときは、総務部長に連絡する	統括班	発災前 ～		
1-2	総務部長の決定を受け、災害警戒本部体制を確立する	統括班	発災前 ～		
1-3	各部長に職員参集メール、グループウェア、電話等により動員を伝達する	統括班	発災前 ～		
1-4	各部長の判断により、必要な職員(1課3名程度)の動員を伝達する	全ての班	発災前 ～		
1-5	所定の参集場所に参集し、参集状況を統括局統括班に報告する	全ての班	発災前 ～		
1-6	職員参集状況をとりまとめ、本部長に報告する	統括班	発災前 ～		
2 災害警戒本部を設置する					
2-1	本部長(総務部長)の決定を受け、本館3階301会議室に災害対策本部を設置する	統括班	発災前 ～		
2-2	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	統括班	発災前 ～		
2-3	災害警戒本部設置について、市職員、県防災危機管理課、防災関係機関等に連絡する	統括班	発災前 ～		
2-4	災害警戒本部設置について、市ホームページ、Lアラート等により住民に広報する	統括班	発災前 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 災害警戒本部を運営する					
3-1	所管する施設又は施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を市本部に報告する	全ての班	発災前 ～		
3-2	本部長（総務部長）の判断を受け、災害警戒本部会議の開催準備を行う	統括班	発災前 ～		
3-3	災害警戒本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	統括班	発災前 ～		
3-4	当面の市の対応方針を市職員、県防災危機管理課、防災関係機関等に報告する	統括班	発災前 ～		
3-5	当面の市の対応方針について、市ホームページ、Ｌアラート等により住民に広報する	統括班	発災前 ～		
4 災害警戒本部を閉鎖する					
4-1	適宜、県と連絡調整し、市及び隣接市の災害発生状況等について確認する	統括班	発災前 ～	県、隣接市	
4-2	災害警戒本部会議を開催し、市長と協議の上、災害対策本部への移行又は災害警戒本部の閉鎖を決定する	統括班	発災前 ～		
4-3	災害警戒本部の閉鎖について、県防災危機管理課、防災関係機関等に連絡する	統括班	発災前 ～		
4-4	災害警戒本部閉鎖について、市ホームページ、Ｌアラート等により住民に広報する	統括班	発災前 ～		
4-5	災害対策本部体制への移行又は災害警戒本部体制の解除について、職員参集メール、グループウェア、電話等により動員職員に伝達する	統括班	発災前 ～		

3 災害対策本部の設置、運営、廃止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害対策本部体制を確立する					
1-1	災害対策本部体制配備基準に相当する情報を覚知したときは、市長に連絡する	統括班	直後～		
1-2	市長の決定を受け、災害対策本部体制を確立する	統括班	直後～		
1-3	全職員に職員参集メール、グループウェア、電話等により動員を伝達する	統括班	直後～		
1-4	所定の参集場所に参集し、参集状況を統括局統括班に報告する	全ての班	直後～		
1-5	職員参集状況を取りまとめ、本部長に報告する	統括班	直後～		
2 災害対策本部を設置する					
2-1	本部長（市長）の決定を受け、本館3階301会議室に災害対策本部を設置する	統括班	直後～		
2-2	本庁舎が被災したときは、御坂支所、八代支所、一宮支所の順に本部代替設置場所を検討し、設置する	統括班	直後～		
2-3	災害対策本部及び統括局統括班の運営に必要な書類・資機材等を準備する	統括班	直後～		
2-4	災害対策本部設置について、市職員、県防災危機管理課、防災関係機関等に連絡する	統括班	直後～		
2-5	災害対策本部設置について、市ホームページ、Lアラート等により住民に広報する	統括班	直後～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 災害対策本部を運営する					
3-1	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、市本部に報告する	統括班	直後～		
3-2	本部長の判断を受け、災害対策本部会議（本部員会議又は緊急対策会議）の開催準備を行う	統括班	直後～		
3-3	災害対策本部会議（本部員会議又は緊急対策会議）を開催し、当面の市の対応方針を決定する	統括班	直後～		
3-4	特定の地域に被害が集中し、局地的な対応が必要なときは、現地災害対策本部を設置する	統括班	直後～		
3-5	当面の市の対応方針を市職員、県防災危機管理課、防災関係機関等に報告する	統括班	直後～		
3-6	当面の市の対応方針について、市ホームページ、Ｌアラート等により住民に広報する	統括班	直後～		
4 災害対策本部を閉鎖する					
4-1	適宜、県と連絡調整し、市及び隣接市の災害発生状況等について確認する	統括班	24 時間 ～	県、隣接 市	
4-2	災害の復旧状況や終息状況等を逐次把握し、市本部に報告する	統括班	24 時間 ～		
4-3	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する	統括班	24 時間 ～		
4-4	災害対策本部の閉鎖について、県防災危機管理課、防災関係機関等に連絡する	統括班	24 時間 ～		
4-5	災害対策本部閉鎖について、市ホームページ、防災行政無線、Ｌアラート等により住民に広報する	統括班	24 時間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
4-6	災害対策本部体制の解除又は災害警戒本部等への移行が決定されたときは、職員参集メール、グループウェア、電話等により動員職員に伝達する	統括班	24 時間 ～		

第2節 災害対応に係る調整

第1 情報収集・整理・伝達

1 通信手段の確保

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 電話等の通信機能を確保する					
1-1	電話（固定、携帯）、FAX、インターネット等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	資源管理班	直後～		
1-2	災害時優先電話の切換えを行い、各班に周知する	資源管理班	直後～		
1-3	必要に応じて、設備会社へ連絡し、施設設備の復旧を行う	資源管理班	直後～		
2 無線の通信機能を確保する					
2-1	県防災行政無線、市防災行政無線（固定系・移動系）の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	統括班	直後～		
2-2	必要に応じて、設備会社へ連絡し、施設設備の復旧を行う	統括班	直後～		
3 電話及び防災行政無線通信不能時の代替通信手段を確保する					
3-1	必要に応じて、衛星電話等の活用や伝令の派遣等により通信を行う	統括班	直後～		
3-2	必要に応じて、県に対して、放送機関の放送要請を依頼する（緊急時で県を通じる暇がないときは、直接、放送機関に放送の要請を行う）	統括班	直後～		
3-3	必要に応じて、アマチュア無線や移動電源車の貸与制度を活用する	統括班	直後～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-4	必要に応じて、関東地方非常通信協議会に加入する機関（消防、警察、鉄道会社、放送機関等を含む）の無線を利用する	統括班	直後～		

2 災害情報の収集、連絡

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 被害情報を収集する					
1-1	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインの被害概況を確認する	統括班	直後～		
1-2	必要に応じて、県と連携して、ドローン等を活用した被災住家等の概況把握を行う	統括班	直後～		
1-3	消防団、自主防災組織、市議会、笛吹警察署、県等の関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する	情報班	直後～	消防団、自主防災組織、市議会、笛吹警察署、峡東地域県民センター	
2 被害状況を調査する					
2-1	所管する施設又は施設周辺の被害概況（人的被害、建築物被害、火災・土砂災害等発生状況等）を調査し、被害の有無、被害概要等を把握する	施設を所管する各班*	直後～		
2-2	必要に応じて、市本部に不足する調査員や専門的な技術を要する調査員等の応援を要請する	施設を所管する各班*	直後～		
2-3	必要に応じて、応援協定締結団体等に対して、被害調査の協力を求める	施設を所管する各班*	直後～		
2-4	所管する施設又は施設周辺の被害概況を整理する	施設を所管する各班*	直後～		
2-5	被害概況等を市本部に報告する	各部統括班	直後～		
3 被害情報を整理する					
3-1	各班が取りまとめた被災情報を集約する	情報班	直後～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	各班や防災関係機関等の情報を一元化し、重要度や緊急度等を整理する	情報班	直後～		
3-3	分類・整理した情報を各班と共有する	情報班	直後～		
4 県及び消防庁に被害情報を報告する					
4-1	県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」や「災害報告取扱要領」、「火災・災害等即報要領」に基づき、県に報告が必要な情報を整理する	情報班	直後～		
4-2	県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県に報告が必要な情報を報告する	情報班	直後～		
4-3	「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災や災害が発生したときは、消防庁に対しても報告する	情報班	直後～		
火災・災害等即報要領				災害報告取扱要領	

※施設を所管する班

資源管理班：本庁舎	情報班：各支所
環境班：環境衛生施設	農政班：農林業施設
土木班：公共土木・都市施設	住宅班：公営住宅
水道班：水道施設	下水道班：下水道施設
福祉班、保育班：社会福祉施設	救護班：医療施設
学校教育班：学校教育施設	生涯学習班：社会教育施設

第2 広報・広聴

1 災害広報

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 広報活動実施体制を確立する					
1-1	被害状況や応急対策状況等を把握し、 時期区分に応じて、広報すべき内容を 検討する	情報班	直後～		
1-2	必要と考えられる広報の文例を準備す る	情報班	直後～		
1-3	市本部の承認を受けるなど、広報内容 を決定する	情報班	直後～		
1-4	実施可能な広報手段を確認し、各班と 要配慮者に配慮した広報活動の役割分 担を行うなど、広報活動実施体制を確 立する	情報班 福祉班	直後～		
1-5	必要に応じて、広報活動に係る人材、 資機材（拡声器付車両等）を確保する	情報班	直後～		
2 災害広報活動を実施する					
2-1	消防団、その他関係機関・事業所・団体 等と連携・協力し、広報活動を実施す る	統括班 情報班	直後～	消防団	
2-2	必要に応じて、県にラジオ、テレビ局 に対する緊急放送又はその他の応援広 報を要請する	統括班 情報班	直後～		
2-3	本部長、報道機関等と調整し、市役所 本館にプレスセンターを設置し、定期 的に共同記者会見を行い、市の対応状 況等について広報する	情報班	直後～		
2-4	広報の実施状況を記録、集約し、市本 部に報告する	情報班	直後～		

2 住民からの問合せへの対応

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 被災者相談窓口を設置する					
1-1	市役所本館に電話問合せに対応する電話窓口（コールセンター）専用スペースを確保する	財政班	直後～		
1-2	必要に応じて、市役所市民窓口館に被災者相談窓口専用スペースを確保する	住民班	直後～		
1-3	相談窓口業務に必要な専用電話回線やPC端末等の物品を準備する	資源管理班	直後～		
1-4	各班から1名程度の相談窓口担当職員の動員を依頼する	資源管理班 住民班	直後～		
1-5	相談窓口担当職員を配置し、市本部に被災者相談窓口の設置を報告する	住民班	直後～		
1-6	被災者相談窓口の設置について、住民に広報する	情報班	直後～		
2 被災者相談窓口を運営する					
2-1	相談窓口担当職員が聴取した相談記録を整理する	住民班	24時間 ～		
2-2	必要に応じて、相談・照会・苦情等の情報を市本部及び関係機関へ伝達し、迅速な処理を依頼する	住民班	24時間 ～		
2-3	相談件数が多い案件について、回答文例や関連文書を作成する	住民班	24時間 ～		
2-4	回答文例や関連文書を相談窓口担当職員に配布する	住民班	24時間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益に配慮しつつ、安否情報を回答する	住民班	24 時間 ～		
3 被災者相談窓口を縮小・閉鎖する					
3-1	復旧・復興状況等を勘案して、被災者相談窓口の縮小・閉鎖を検討する	財政班 情報班 住民班	1 週間 ～		
3-2	本部の決定を受け、被災者相談窓口を縮小・閉鎖し、後片付けを実施する	財政班 情報班 住民班	1 週間 ～		
3-3	被災者相談窓口の縮小・閉鎖について、住民に広報する	情報班	1 週間 ～		
3-4	被災者相談窓口の縮小・閉鎖について、市本部に報告する	財政班	1 週間 ～		

第3 緊急輸送

1 緊急輸送路の確保及び交通規制



手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 道路の通行状況等について、関係機関と連絡調整する					
1-1	市管理道路の被害状況や通行状況を把握する	土木班	直後～		
1-2	関係機関と連絡調整し、連絡担当者を相互に決めるとともに、道路状況について情報交換する	土木班	直後～	甲府河川国道事務所、峡東建設事務所、NEXCO 中日本	
1-3	笛吹警察署と連絡調整し、交通規制区域区間を確認し、迂回路等について他の道路管理者と調整する	土木班	直後～	笛吹警察署	
2 緊急輸送道路を確保する					
2-1	県の緊急輸送道路指定状況、市の避難所開設状況等を把握する	土木班	直後～		
2-2	緊急輸送に必要な路線を選定、優先順位を決定し、市本部に報告する	土木班	直後～		
2-3	優先順位を決定の上、市管理道路の道路障害物の除去、立ち往生車両や放置車両の移動、応急補修等の啓開作業を行う	土木班	直後～	市内建設業者	
2-4	作業員が不足する場合は、市本部を通じて、協定締結団体に協力を依頼する	土木班	直後～	応援協定締結団体	
2-5	緊急輸送のために確保する路線について、一般車両の通行を規制するよう、県公安委員会に依頼する	土木班	直後～		
3 関係機関と連携して、交通規制を実施する					
3-1	市管理道路における交通規制措置や迂回ルート等の案内看板を製作し、主要地点に設置する	土木班	直後～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	市管理道路における交通規制区域、迂回ルート、運転者の取るべき措置等について整理する	土木班	直後～		
3-3	交通規制区域、迂回ルート、運転者の取るべき措置等について、住民に広報する	土木班	直後～		

2 緊急輸送等の実施

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 緊急輸送に必要な車両・燃料を確保する					
1-1	市有車両の被害状況を確認し、各班の必要車両数等を把握する	資源管理班	直後～		
1-2	各班の必要車両を調整し、市有車両を適切に配分する	資源管理班	直後～		
1-3	市保有車両のみでは対応が困難な場合は、協定締結団体や県等へ応援を要請し、確保する	資源管理班	直後～	応援協定締結団体、県	
1-4	燃料調達先を調査・確保し、各班に周知する	資源管理班	直後～		
1-5	必要に応じて、県を通じて、山梨県石油協同組合に燃料の調達に関する協力を要請する	資源管理班	直後～	県	
2 緊急通行車両の申請等を行う					
2-1	事前登録された緊急通行車両及び規制除外車両に確認証明書・標章を配布(掲示)する	資源管理班	直後～		
2-2	県公安委員会に緊急通行車両及び除外車両として追加登録が必要な車両の申請を行う	資源管理班	直後～		
2-3	追加登録された緊急通行車両及び規制除外車両に確認証明書・標章を配布する	資源管理班	直後～		
3 必要に応じて、その他の輸送手段を確保する					
3-1	車両による輸送が困難な場合や緊急性を要するときは、航空輸送、鉄道輸送等の協力要請を検討する	資源管理班	直後～		
3-2	航空輸送が必要なときは、県、自衛隊等と連絡調整し、ヘリコプターの応援可否を確認する	統括班 資源管理班	直後～	県、自衛隊	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-3	臨時ヘリポート予定地の施設管理者と連絡調整し、臨時ヘリポート開設の可否を確認する	資源管理班 消防統括本部	直後～		
3-4	施設周辺の被害状況、ホイスド地点等の必要地、輸送ルートを勘案して、臨時ヘリポートの開設場所を決定する	資源管理班 消防統括本部	直後～		
3-5	臨時ヘリポートの施設管理者に臨時ヘリポートの開設を依頼する	資源管理班 消防統括本部	直後～		
3-6	臨時ヘリポートの開設準備が整ったことを確認し、県、自衛隊等に報告する	資源管理班 消防統括本部	直後～		
3-7	鉄道で輸送することが適当なときは、東日本旅客鉄道株式会社に協力を要請する	資源管理班	直後～	東日本旅客鉄道	
3-8	航空輸送、鉄道輸送等が不可能なときは、賃金職員等を雇い上げるなどして人力搬送を行う	資源管理班	直後～		
4 必要に応じて、救援物資集積施設を開設する					
4-1	県輸送拠点設置状況、提供される物資量等を勘案して、救援物資集積施設の設置について検討する	(社)総務班	24時間～		
4-2	市本部の判断に基づき、救援物資集積施設の設置を決定し、施設管理者に開設を要請する	(社)総務班	24時間～		
4-3	物資量により拠点が不足するときは、民間事業者に物流倉庫等の利用に関する協力を要請する	(社)総務班	24時間～		
4-4	救援物資集積施設の開設・管理スタッフを確保する	資源管理班 (社)総務班	24時間～	自主防災組織、災害ボランティア	
5 緊急輸送を実施する					
5-1	被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じて緊急輸送を実施する	資源管理班	24時間～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
5-2	必要に応じて、協定締結団体や県等に緊急輸送に関する実施の協力を要請する	資源管理班	24 時間 ～	応援協定締結団体、県	
5-3	緊急輸送を実施する機関に、輸送記録簿、燃料及び消耗品受払簿、修繕費支払簿等の作成を依頼する	資源管理班	24 時間 ～		
5-4	緊急輸送の実施内容を確認する	資源管理班	24 時間 ～		
5-5	災害救助法が適用され、救助のため、搬送又は輸送を行ったときは、輸送費として通常の実費を支弁する	資源管理班 財政班	24 時間 ～		
山梨県災害救助法施行細則 (山梨県ホームページ)					
		災害救助法 (内閣府ホームページ)			

第4 応援要請・受援

1 応援要請、受援体制の整備、派遣部隊や応援職員の撤収要請

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 応援の要請、要求を行う					
1-1	各班へ支援や応援要請を必要とする災害対応業務の有無について照会する	統括班	24時間 ～		
1-2	各班の要請、市の被災状況等を踏まえ、応援要請先(自衛隊、県、応援協定締結団体等)、応援内容、応援期間等の応援要請の方針を決定する	統括班	24時間 ～		
1-3	応援要請依頼書を作成し、応援要請先へ応援要請依頼を行う	統括班	24時間 ～	県、応援協定締結団体	
1-4	自衛隊の応援が必要なときは、応援要請依頼書を作成し、県に自衛隊派遣要請を依頼する	統括班	24時間 ～	県	
1-5	自衛隊の応援が必要なときで、県と連絡つかないなど緊急のときは、直接、自衛隊に災害派遣要請を行い、県に事後報告する	統括班	24時間 ～	自衛隊、県	
2 受援体制を整備する					
2-1	連絡員を定めるとともに、応援要請先の連絡担当者を確認する	資源管理班	24時間 ～	自衛隊、県、 応援協定締結団体	
2-2	応援を必要とする班に応援職員を配置するとともに、必要な資機材等を準備する	資源管理班	24時間 ～	県、応援協定締結団体	
2-3	応援職員の作業進捗状況を把握し、応援の実施記録を作成する	資源管理班	24時間 ～	県、応援協定締結団体	
2-4	必要に応じて、他の応援や公共的団体、民間等への協力を実施する	統括班 資源管理班	24時間 ～	県、応援協定締結団体	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	自衛隊から派遣部隊を受入れるときは、活動拠点、連絡事務所を確保する	資源管理班	24時間 ～	自衛隊	
2-6	自衛隊と活動拠点を決定したときは、現場担当者を定めるとともに、派遣部隊と作業計画を立案する	資源管理班	24時間 ～	自衛隊	
2-7	派遣部隊の作業進捗状況を把握し、応援の実施記録を作成する	資源管理班	24時間 ～	自衛隊	
2-8	必要に応じて、派遣部隊の作業計画を修正する	資源管理班	24時間 ～	自衛隊	
3 派遣部隊や応援職員の撤収の要請を行う					
3-1	各部へ応援の必要がなくなった災害対応業務内容の有無について照会する	統括班	1週間 ～		
3-2	応援の必要がなくなった災害対応業務内容、撤収要請先、撤収時期等の方針を決定する	統括班	1週間 ～		
3-3	撤収依頼書を作成し、派遣部隊や応援職員の撤収を要請する	統括班	1週間 ～	自衛隊、県、 応援協定締結団体	
3-4	各種応援の実施記録を整理する	統括班 資源管理班 財政班	1週間 ～		
3-5	各種応援に係る経費の支払い処理を実施する	財政班 住民班	1か月 ～		


2 広域一時滞在

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 受入先の調整を行う					
1-1	市外への避難が必要なとき、県内他市町村から協議先を選定し、直接、避難者受入の可否等について意向を確認する	統括班	24時間 ～	県内他市 町村	
1-2	市外への広域避難に向けた検討を開始したことを県に報告する	統括班	24時間 ～		
1-3	協議先市町村へ県内広域一時滞在を必要とする理由、予定期間、受入被災住民数、被災住民の移動手段、要望、費用負担等を記載した書面を提出する	統括班	24時間 ～	県内他市 町村	
1-4	県内での広域一時滞在が難しいときは、県に対し、他都道府県の市町村への県外広域一時滞在の協議を依頼する	統括班	24時間 ～	県	
1-5	協議先市町村から被災住民の受入が決定した旨の通知を受けたときは、その旨を公示するとともに、県や関係機関に報告する	統括班	24時間 ～		
2 広域避難を実施する					
2-1	受入先と連絡調整し、避難所（一時滞在場所）を確認するとともに、相互の連絡担当者を確認する	資源管理班	24時間 ～	自衛隊、県、 応援協定締 結団体	
2-2	避難所運営に必要な人員、資機材等を準備する	資源管理班	24時間 ～		
2-3	市外への避難が必要な地域の住民に広域避難の実施について広報する	情報班	24時間 ～	県	
2-4	必要に応じて、県又は避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕に広域避難（広域一時滞在）に関する支援を要請する	統括班	24時間 ～	国、県	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 広域一時滞在の予定期間を延長する					
3-1	当初予定した期間を延長する必要があるときは、受入先市町村に書面により申出る	統括班	1週間 ～		
3-2	受入先市町村から被災住民の広域一時滞在の期間を延長する通知を受けたときは、その旨を公示するとともに、県や関係機関に報告する	統括班	1週間 ～		
4 広域一時滞在を終了する					
4-1	広域一時滞在の必要がなくなったときは、受入先市町村や関係機関に通知するとともに、公示し、県に報告する	統括班	1週間 ～		
4-2	受入先市町村が県外の場合は、県に報告し、その旨を公示するとともに関係機関に通知する	統括班	1週間 ～		

第5 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用申請

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 被害概況を把握する					
1-1	119番通報等で把握している一次的な地域の人的被害、住宅被害概況を市本部に報告するとともに、統括班と共有する	消防統括本部	直後～		
1-2	住民からの情報提供等により覚知した人的被害、住宅被害概況を市本部に報告するとともに、統括班と共有する	統括班 情報班	直後～	行政区	
1-3	県と連絡調整し、市域や県域における住宅被害概況を把握し、市本部に報告する	統括班	直後～	県	
1-4	被害概況の調査結果をもとに、災害救助法の適用基準に該当する、又は該当する見込みがあるか判断する	統括班	直後～		
2 災害救助法の適用を申請する					
2-1	災害救助法の適用基準に該当するときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでに実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて、県知事に報告し、災害救助法の適用を申請する	統括班	直後～	県	
2-2	県が被災するなど、被害状況の報告が一時的に不可能なときは、災害救助法による応急救助に直ちに着手することを各班に伝達する	統括班	直後～		
2-3	災害救助法による応急救助に直ちに着手したときは、直接、内閣総理大臣に被害状況の報告を行う	統括班	直後～		
災害救助法（内閣府ホームページ）					

2 災害救助法による救助の実施、実施状況の記録及び報告


手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害救助法に基づく救助の実施内容を整理する					
1-1	災害救助法が適用されたときは、災害救助法の適用について各班に周知する	統括班	24 時間 ～		
1-2	各班の救助実施状況を把握し、実施内容をとりまとめる	統括班	24 時間 ～		
1-3	救助期間の延長が必要なときは、県知事にその旨を要請する	統括班	1 週間 ～		
2 救助実施状況の記録を作成し、県に報告する					
2-1	各班がそれぞれ実施した救助事務の実施記録（災害救助法様式）を作成する	(住)総務班 (福)総務班 (社)総務班 (水)総務班 (教)総務班	2 週間 ～		
2-3	救助事務の実施記録（災害救助法様式）をとりまとめ、救助にかかった費用等を県本部に報告する	統括班	2 週間 ～		
災害救助法（内閣府ホームページ）					

第3節 市民の生命を守るための対策

第1 避難

1 避難行動支援

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 避難指示等の発令について検討する					
1-1	避難指示等の判断に関わる情報（気象、水位、土砂災害警戒情報、災害情報等）を把握する	統括班	直後～		
1-2	必要に応じて、施設管理者と連絡調整し、緊急避難場所、指定避難所の開設可否や被害状況等を確認する	統括班	直後～		
1-3	必要に応じて、甲府地方気象台や県の助言を求め、情報を総合的に勘案して、避難指示等の種類、対象地域、避難先等を判断し、本部長に具申する	統括班	直後～	気象台、 県	
1-4	本部長と協議し、避難指示等の種類、対象地域、避難先等を決定する	統括班	直後～		
2 避難指示等を伝達する					
2-1	避難指示等の発令を各班に伝達する	統括班 情報班	直後～		
2-2	市防災行政無線、Ｌアラート、消防団車両等の複数の伝達手段を検討し、広報実施体制を確立する	統括班 情報班	直後～		
2-3	危険の切迫性に応じた伝達文案等を準備する	統括班 情報班	直後～		
2-4	複数の伝達手段を活用して、避難の種類、避難対象地域、避難先、避難経路、避難指示の理由、その他必要な事項等を伝達する	統括班 情報班	直後～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
2-5	水平避難を行うことがより危険を招くと判断されるときは、屋内での垂直避難により安全を確保するよう伝達する	統括班 情報班	直後～		
2-6	必要に応じて、県（防災局）を通じて、報道機関に避難指示等の放送を依頼する	統括班	直後～	県	
2-7	避難指示等を行ったときは、県（防災局、笛吹警察署、指定緊急避難場所・避難所の施設管理者、近隣市等にその旨を報告し、協力を求める	統括班	直後～	県	
3 避難行動要支援者に避難指示等を伝達する					
3-1	避難行動要支援者の支援体制を確立するとともに、避難指示等の対象地域の避難行動要支援者名簿を準備する	(福)総務班 福祉班	直後～		
3-2	避難指示等の対象地域の避難支援者に、避難行動要支援者への避難指示等の情報の伝達を依頼する	(福)総務班 福祉班	直後～	市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政区	
3-3	避難指示等の対象地域に要配慮者利用施設があるときは、該当する施設とその避難先を確認する	(福)総務班 福祉班	直後～		
3-4	避難指示等の対象地域にある要配慮者利用施設の施設管理者に避難指示等を伝達する	(福)総務班 福祉班	直後～		
4 避難誘導を実施する					
4-1	避難対象地区に誘導員（消防団）を派遣するなど、笛吹警察署、自主防災組織等が実施する避難誘導に協力する	統括班	直後～	消防団、 笛吹警察署	
4-2	必要に応じて、誘導標識、誘導ロープ、投光機、照明器具等の調達に協力する	統括班 資源管理班	直後～		
避難情報に関するガイドライン					

2 警戒区域の設定

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 警戒区域等を設定する					
1-1	災害現場等において、二次被害を防止する必要があるときは、警戒区域を設定する	統括班 現場指揮本部	直後～	消防団	
1-2	現場に職員を派遣して、退去の確認を行うとともに、ロープを張るなど立入禁止の措置を講ずる	統括班 現場指揮本部	直後～	消防団	
1-3	警戒区域の設定について、市本部に報告する	現場指揮本部	直後～		
1-4	必要に応じて、笛吹警察署、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認する	統括班 現場指揮本部	直後～	消防団、 笛吹警察署、自主 防災組織	
2 警戒区域等の設定を周知する					
2-1	警戒区域の設定状況を整理する	現場指揮本部	直後～		
2-2	警戒区域の設定状況を市公式ウェブサイト、報道機関等を通じて広報する	情報班	直後～	報道機関	
2-3	警戒区域の設定状況を県や隣接市町等関係機関に報告する	情報班	直後～		

3 指定避難所の開設

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 指定避難所の開設準備を行う					
1-1	開設する指定避難所に避難所管理職員を派遣する	統括班 情報班	直後～		
1-2	施設管理者と連携して、施設の安全確認を行い、使用可否を判断し、市本部へ報告する	統括班 情報班	直後～		
1-3	施設が使用可能なときは、施設管理者と連携して、避難者受入スペースや立入禁止区域等を確認する	統括班 情報班	直後～		
1-4	施設が使用可能なときは、機材や物資の確認し、開設準備を行う	統括班 情報班	直後～		
1-5	開設する指定避難所の敷地の入り口に、標識を掲示する	統括班 情報班	直後～		
2 指定避難所を開設する					
2-1	開設する指定緊急避難場所及び指定避難所を決定し、各班及び住民に周知する	統括班 情報班	直後～		
2-2	施設管理者と連携して、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、避難者を受け入れ、避難者名簿を作成する	統括班 情報班	直後～		
2-3	指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況を市本部に報告する	統括班 情報班	直後～		
2-4	開設した指定緊急避難場所及び指定避難所を県（防災局）や笛吹警察署に報告する	統括班 情報班	直後～	県、笛吹警察署	
2-5	避難所が不足するときなど、必要に応じて、他の施設（旅館・ホテル等）についても、避難所として開設することを検討し、施設管理者と協議する	統括班 情報班	直後～	旅館・ホテル等の施設管理者	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 孤立集落の避難対策を行う					
3-1	孤立集落の発生状況を把握する	統括班 情報班	直後～		
3-2	孤立集落が発生したときは、個別の避難対策を検討する	統括班 情報班	直後～		
山梨県災害救助法施行細則 (山梨県ホームページ)			災害救助法 (内閣府ホームページ)		

4 市町村・県の区域を越えた避難者の受入

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 受入れを決定する					
1-1	被災市町村から直接又は県（防災局）を通じて、避難者の受入の協力を求められたときは、市営住宅、避難所等の提供可否を確認する	統括班	72 時間 ～	県	
1-2	災害の規模、被災状況等、様々な状況を総合的に勘案して、避難者の受入可否について、被災市町村又は県（防災局）に回答する	統括班	72 時間 ～	県	
1-3	避難者の受入を決定したときは、受け入れる当該施設管理者に避難者の受入を通知する	統括班	72 時間 ～		
1-4	避難者の受入を決定したときは、決定した内容を県（防災局）に報告する	統括班	72 時間 ～	県	
2 市外の避難者を受け入れる					
2-1	被災市町村や県（防災局）と相互の連絡担当者を確認し、避難者を受け入れる施設の情報を共有する	統括班 資源管理班	72 時間 ～	県	
2-2	被災市町村に避難所を提供し、必要に応じて、避難所管理職員を派遣し、避難所運営に協力する	統括班 資源管理班	72 時間 ～		
2-3	被災市町村からの避難者受入の実施について、市防災行政無線、市ホームページ等で住民に広報する	統括班 情報班	72 時間 ～		

5 帰宅困難者対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 帰宅困難者に情報提供を行う					
1-1	帰宅困難者や滞留者が多数発生しているときは、国、県、笛吹警察署、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者等と連絡体制を確立する	統括班 情報班	直後～	県、笛吹警察署、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者	
1-2	交通機関の運行状況、通行可能な道路情報、一時滞在施設等に関する情報を整理する	統括班 情報班	直後～		
1-3	交通機関の運行状況、通行可能な道路情報、一時滞在施設等に関する情報を防災行政無線、市ホームページ等で周知する	統括班 情報班	直後～		
1-4	企業等に一斉帰宅抑制の呼びかけを依頼する	統括班 情報班	直後～		
2 帰宅困難者に滞り場所や食料の斡旋を行う					
2-1	石和温泉駅で発生した滞留旅客は、市と塩山駅で締結している確認書に基づき避難所の提供や食料の斡旋等を行う	統括班 資源管理班	直後～		
2-2	滞留期間が長期にわたるときは、指定避難所への案内、若しくは、旅館・ホテルなどを避難所として確保する	統括班 資源管理班	72 時間 ～		

第2 消火、救急・救助

1 消火活動

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 火災の発生概況を把握する					
1-1	通報、現地確認等により、火災の発生を覚知する	消防統括本部 現場指揮本部	直後～		
1-2	市本部と連携を図り、火災に係る情報を共有する	消防統括本部	直後～		
1-3	火災が同時に多発したときや住民からの通報等が殺到したときは、県及び消防庁に報告する	消防統括本部	直後～		火災・災害等即報要領
2 消火活動体制を確立する					
2-1	消防本部の出動計画に基づき、消防隊を配備する	消防統括本部 現場指揮本部	直後～		
2-2	消防団を招集し、笛吹警察署、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	統括班 消防統括本部	直後～	消防団、笛吹警察署、自主防災組織	
2-3	消防庁舎、消防車両、資機材、通信機器等の機能を確保する	統括班 消防統括本部 現場指揮本部	直後～	消防団	
2-4	火災の発生状況、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握するための情報を収集し、活動の基本方針を決定する	統括班 消防統括本部 現場指揮本部	直後～	消防団	
2-5	災害現場等に現場指揮本部を設置する	統括班 現場指揮本部	直後～	消防団、笛吹警察署	
3 消火活動を行う					
3-1	水利統制計画に基づき、消防水利を統制し、消防団、笛吹警察署、自主防災組織等と連携し、消火活動を実施する	現場指揮本部	直後～	消防団、笛吹警察署、自主防災組織	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	必要に応じて、飛火防ぎょ部隊を編成し、飛火警戒を行う	現場指揮本部	直後～	消防団、 自主防災 組織	
3-3	消防団員が不足するときは、消防相互 応援協定に基づき、山梨市・甲州市に 消防団派遣の応援を要請する	統括班 消防統括本部	直後～	山梨市・ 甲州市	
3-4	市単独では消火が困難なときは、県(防 災局)に対して、緊急消防援助隊の派 遣を応援要請する	統括班 消防統括本部	直後～	県	
3-5	応援を要請したときは、受入体制を整 備し、逐次到着する応援消防隊等と協 議し、地域の割り振りを行う	統括班 消防統括本部	直後～	県	
3-6	消火活動実施状況を市本部に報告する	消防統括本部	直後～		
4 林野火災に対応する					
4-1	林野火災のときは、林野火災防ぎょ計 画に基づき、県(林政部)や林業関係団 体等に通報する	消防統括本部 農政班	直後～	県、中央森 林組合、峡 東森林組 合	
4-2	必要に応じて、県消防防災ヘリコプタ ーの派遣を要請する	統括班 消防統括本部	直後～		
4-3	消防防災ヘリコプターの派遣を要請し たときは、県消防防災航空隊と連携を 図り、受入体制を整備する	統括班 消防統括本部	直後～	県	
4-4	消火活動実施状況を市本部に報告する	消防統括本部	直後～		

2 救急・救助活動

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 人的被害の発生概況を把握する					
1-1	通報、現地確認等による要救助者の発生状況や人的被害等を把握する	消防統括本部 現場指揮本部	直後～		
1-2	多数の負傷者が発生することが予想されるときや住民からの通報等が殺到したときは、県及び消防庁に報告する	消防統括本部	直後～		火災・災害等即報要領
2 救助・救急活動体制を確立する					
2-1	消防本部の出動計画に基づき、救助隊を配備する	消防統括本部 現場指揮本部	直後～		
2-2	消防団を招集し、笛吹警察署、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	統括班 消防統括本部	直後～	消防団、笛吹警察署、自主防災組織	
2-3	災害発生現場の状況、道路の損壊状況等、災害の実態を把握する	消防統括本部 現場指揮本部	直後～		
2-4	応援救助・救急力の派遣優先順位等を考慮し、活動の基本方針を決定する	消防統括本部 現場指揮本部	直後～		
2-5	災害現場等に現場指揮本部を設置する	現場指揮本部	直後～	消防団、笛吹警察署	
3 救助・救急活動を行う					
3-1	消防団、笛吹警察署、自主防災組織等と連携し、救助・救急活動を行う	統括班 現場指揮本部	直後～	消防団、笛吹警察署、自主防災組織	
3-2	消防団員が不足するときは、消防相互応援協定に基づき、山梨市・甲州市に消防団派遣の応援を要請する	統括班 消防統括本部	直後～	山梨市・甲州市	
3-3	市単独では救急・救助が困難なときは、県(防災局)に対して、緊急消防援助隊の派遣を応援要請する	統括班 消防統括本部	直後～	県	


手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-4	応援を要請したときは、受入体制を整備し、逐次到着する応援消防隊等と協議し、地域の割り振りを行う	統括班 消防統括本部 現場指揮本部	直後～		
3-5	負傷者等の搬送のためヘリコプターを要請する必要があるときは、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する	統括班 消防統括本部	直後～	県	
3-6	消防防災ヘリコプターの派遣を要請したときは、県消防防災航空隊と連携を図り、受入体制を整備する	消防統括本部 現場指揮本部	直後～	県	
3-7	救助・救急活動実施状況を市本部に報告する	消防統括本部	直後～		
4 救出資機材を確保する					
4-1	救助・救急活動現場からの報告、要請に基づき、調達すべき重機及びその操作に必要な要員、その他救出資機材等の種類、量を確認する	資源管理班 現場指揮本部	直後～		
4-2	市内建設業者等に協力の可否について確認し、調達可能な救助資機材を調達する	資源管理班 土木班	直後～	市内建設業者	
4-3	必要に応じて、県、他市町村、自衛隊等に救出活動に関する応援を要請する	統括班 資源管理班 消防統括本部	直後～	県、他市町村、自衛隊	
5 孤立地区対策を行う					
5-1	孤立地区が発生したときは、孤立が予想される地区の通信手段を確保する	資源管理班	直後～		
5-2	孤立地区の人数等を勘案して、飲料水、食料、生活必需品、医薬品等の支援物資を確保する	資源管理班	24時間～		
5-3	飲料水、食料、生活必需品、医薬品等の支援物資を搬送する	資源管理班	24時間～		
5-4	支援物資の調達、搬送が困難なときは、県及び近隣市町村に支援物資の調達・斡旋、搬送手段の支援を要請する	資源管理班	24時間～	県、他市町村	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
5-5	必要に応じて、県に消防防災ヘリコプターの出動又は自衛隊の災害派遣を要請する	統括班 資源管理班 消防統括本部	24時間 ～	県、自衛隊	
5-6	孤立状況が長期化するときは、孤立地域住民に対して集団避難指示の実施について、県、笛吹警察署等と検討する	統括班	72時間 ～	県、笛吹警察署	
5-7	集団避難等を実施するときは、笛吹警察署等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する	統括班	1週間 ～	笛吹警察署	

第3 医療救護

1 医療救護体制の確立

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 応急医療体制を確保する					
1-1	市本部が把握する人的被害（負傷者数等）の情報から医療需要を推定する	救護班	直後～		
1-2	山梨県広域災害・救急医療情報システム等を利用して、病院等（有床診療所を含む）の被災状況等を把握する	救護班	直後～		
1-3	患者の受入や医療救護班、助産救護班等の派遣可否、応需状況を整理する	救護班	直後～		
1-4	笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会等と連携し、フェーズごとの医療需要に見合う医療救護班の派遣を要請する	救護班	直後～	笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会	
1-5	必要に応じて、県に災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣を要請する	救護班	直後～	峡東保健所	
2 医療救護所を設置する					
2-1	災害状況に応じて、市本部と連絡調整し、医療救護所の設置場所を決定し、医療救護所となる施設の管理者に協力を要請する	救護班	直後～		
2-2	医療救護所となる施設の管理者と連携して、診療空間・診療機能を確保する	救護班	直後～		
2-3	派遣される医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）と連絡調整し、それぞれの配置先を調整する	救護班	直後～	峡東保健所、笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会	
2-4	救護所の開設準備完了後、設置場所に標識等を掲示し、市本部に設置完了を報告する	救護班	直後～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
2-5	医療救護所の設置状況等を山梨県広域災害・救急医療情報システムに入力し、県に報告する	救護班	直後～		
2-6	災害規模により自ら医療救護所の設置が困難と判断したときは、峡東保健所等と協議の上、共同して医療救護所を設置する	救護班	直後～	峡東保健所	
2-7	医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受入体制について広報する	救護班	直後～		
3 医薬品等を調達する					
3-1	派遣される医療救護班と連絡調整し、医療・助産救護のために使用する医薬品、衛生材料等の必要数を推定する	救護班	直後～		
3-2	医薬品、衛生材料等が保健センター等に設備されているものでは不足するときは、市内薬店等から調達する	救護班	直後～		
3-3	さらに、医薬品、衛生材料が不足するときは、県を通じて県薬剤師会等に協力を要請する	救護班	直後～	峡東保健所、県薬剤師会	
3-4	医薬品、衛生材料等調達した物資は、集積・分配し、各医療救護所へ配送する	救護班	直後～		
3-5	輸血用血液が必要なときは、県赤十字血液センターに供給を要請する	救護班	直後～	県赤十字血液センター	
山梨県大規模災害時 保健医療救護マニュアル					

2 医療救護活動の実施

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 医療救護活動を実施する					
1-1	逐次、派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班と連絡調整し、医療救護活動に協力する	救護班	直後～	峡東保健所、笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会	
1-2	医療救護所における医療救護活動の記録を整理する	救護班	直後～	峡東保健所、笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会	
1-3	医療救護活動記録の整理結果を市本部に報告する	救護班	直後～		
1-4	必要に応じて、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の過不足を確認し、医療救護所間の人材、物資の調整を実施する	救護班	直後～	峡東保健所、笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会	
1-5	必要に応じて、救護所の縮小・閉鎖や要員の交替を検討し、市本部に報告する	救護班	72時間～	峡東保健所、笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会	
2 傷病者等の搬送に協力する					
2-1	医療救護所で適切な治療ができない患者がいるときは、消防本部に救急車等での搬送を依頼する	救護班 消防統括本部	直後～		
2-2	県広域災害・救急医療情報システムを利用して、搬送先を調整し、緊急搬送する	消防統括本部 現場指揮本部	直後～		
2-3	ヘリコプターでの緊急搬送が必要なときは、県（防災局）に応援を要請する	消防統括本部 統括班	直後～	県	
2-4	ヘリコプターの応援を要請したときは、受入体制を整備する	資源管理班 （福）総務班 消防統括本部 現場指揮本部	直後～	県	
2-5	救急車や搬送車両が不足するときは、県（防災局）や近隣消防本部に応援を要請し、必要な車両を確保する	資源管理班 （福）総務班 消防統括本部	直後～	県	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 地域保健対策を実施する					
3-1	医療救護所や避難所の医療ニーズを把握する	救護班	24時間 ～		
3-2	医療ニーズやフェーズに応じて、必要な保健医療救護活動を検討する	救護班	24時間 ～		
3-3	保健医療活動に必要な組織※を県に派遣要請する	救護班	24時間 ～	峡東保健 所	
3-4	派遣される組織と連絡調整し、保健医療活動に協力する	救護班	24時間 ～		
3-5	派遣される組織と連絡調整し、保健医療活動の実施状況を把握する	救護班	72時間 ～		
3-6	実施された保健医療活動の記録をとりまとめ、市本部に報告する	救護班 (福)総務班	72時間 ～		

※保健医療活動に必要な組織（例）

- 歯科医師会救護班
- 薬剤師チーム
- 災害支援ナース
- 保健師チーム
- 管理栄養士チーム
- 災害時リハビリテーション支援チーム（J R A T）
- 災害派遣精神医療チーム（D P A T）又は心のケアチーム

第4 風水害応急対策

1 巡視警戒及び応急措置

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 水防に係る巡視警戒の実施体制を確立する					
1-1	水防計画に基づき、重要水防区域及び警戒箇所等の巡視警戒箇所を選定する	(社)総務班 土木班	直後～		
1-2	巡視警戒に必要な人員、資機材等を確保する	統括班 (社)総務班 資源管理班	直後～	消防団	
1-3	必要に応じて、国、県に協力を要請する	(社)総務班 土木班	直後～	甲府河川国道事務所、 峡東建設事務所	
2 水防活動を実施する					
2-1	巡視警戒を行い、管理施設の異常の有無等を確認する	土木班	直後～	消防団	
2-2	堤防の決壊や著しい被害を生じるおそれがあるときは、警戒区域を設定し、避難指示を行う	土木班	直後～	消防団、 笛吹警察署	
2-3	必要に応じて、応急措置（内水排除、ビニールシートによる浸透防止工事、土のう及び矢板での締切り工事等）を講じる	土木班	直後～		
2-4	河川等の橋脚等に滞留する浮遊物、その他の障害物を発見したときは、可能な限り応急除去を行う	土木班	直後～	消防団者	
2-5	市単独では、対応が困難なときは、必 応援協定締結団体等に協力を依頼する ほか、県に対して、応援を要請する	土木班	直後～	応援協定締 結団体、峡 東建設事務 所	
2-6	巡視警戒結果や実施した応急措置の結果を整理する	(社)総務班 土木班	直後～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-7	巡視警戒結果や実施した応急措置の結果を市本部に報告する	(社)総務班 土木班	直後～		
2-8	所管する施設に被害があるときは、災害発生後 1 週間以内に県に報告する	土木班	直後～	峡東建設 事務所	

2 危険物等の二次災害の防止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 危険物施設等の責任者や関係機関と連絡調整する					
1-1	危険物施設、高圧ガス貯蔵施設、火薬類貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設等（以下、危険物施設等という）の管理者と連絡体制を確立する	消防統括本部 統括班	直後～		
1-2	施設管理者から被害状況や点検結果等を把握し、笛吹警察署、関係機関等と協力体制を確立する	消防統括本部 現場指揮本部 統括班	直後～	消防団 笛吹警察署	
1-3	危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、その危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象を判断して、部隊運用方針を決定する	消防統括本部 現場指揮本部	直後～	消防団	
1-4	必要に応じて、消火薬剤等の緊急搬送、消防警戒区域の設定等の要員を確保する	現場指揮本部	直後～	消防団	
1-5	必要に応じて、県（防災局）に対して、緊急消防援助隊の派遣を応援要請する	消防統括本部 統括班	直後～	県	
1-6	応援を要請したときは、受入体制を整備し、逐次到着する応援消防隊等と連携する	消防統括本部 統括班	直後～	県	
1-7	危険物施設等の被害状況や消防の対応方針を市本部に報告する	消防統括本部	直後～	消防団	
2 危険物施設等の応急対策を実施する					
2-1	危険物施設等の施設管理者や笛吹警察署と連携して、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去、広報活動等の措置を行う	現場指揮本部	直後～	消防団、 笛吹警察署	
2-2	危険物が爆発するなど、すでに出火しているときは、速やかに消火活動を実施する	現場指揮本部	直後～	消防団	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-3	危険物施設等の被害や実施された防ぎ よ活動や応急措置を整理する	消防統括本部	直後～		
2-4	危険物施設等の被害や実施された防ぎ よ活動や応急措置を市本部に報告する	消防統括本部	直後～		

第5 地震災害応急対策



1 土砂災害等の拡大防止

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 土砂災害の緊急点検調査を実施する					
1-1	土砂災害警戒区域等、土砂災害に関する基本情報を収集し、点検調査基礎資料を整理する	土木班	24時間 ～		
1-2	調査班を編成するなど、緊急点検調査体制を確立する	土木班	24時間 ～		
1-3	必要に応じて、県を通じて、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を要請する	土木班	24時間 ～	TEC-FORCE	
1-4	土砂災害等の緊急点検調査（土砂災害警戒区域の目視調査、ドローンやヘリコプターによる空中探査等）を実施し、二次災害等の危険度を評価する	土木班	24時間 ～		
1-5	土砂災害の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	土木班	24時間 ～		
1-6	土砂災害等に関する被災状況を県の担当事業課へ報告する	土木班	24時間 ～	峡東建設事務所	
2 土砂災害の二次災害防止措置を行う					
2-1	点検結果に基づき、必要に応じて、崩壊危険箇所からの避難及び立入制限等の措置を講じる	土木班	24時間 ～	笛吹警察署、消防団	
2-2	崩壊危険箇所にブルーシート等を被覆する	土木班	24時間 ～		
2-3	必要に応じて、仮排水路の設置、土のう積み、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を実施する	土木班	24時間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-4	実施した土砂災害等の応急措置を整理する	土木班	72時間 ～		
2-5	実施した土砂災害等の二次災害防止措置整理結果を市本部に報告する	土木班	72時間 ～		
2-6	実施した土砂災害等への対応状況を県の担当事業課へ報告する	土木班	72時間 ～	峡東建設 事務所	

2 建築物等の二次災害の防止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施体制を整備する					
1-1	建築物や宅地の被害概況を把握する	住宅班	24時間 ～		
1-2	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施需要を推定する	住宅班	24時間 ～		
1-3	必要に応じて、実施本部を設置するなど、建築物及び宅地の危険度判定調査実施体制を確立する	住宅班	24時間 ～		
1-4	調査対象地域、実施体制等を定めた建築物及び宅地の危険度判定実施計画を作成する	住宅班	24時間 ～		
1-5	危険度判定実施計画にしたがい、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、判定資機材等を確保する	住宅班	24時間 ～		
1-6	被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、判定資機材等が不足するときは、県（県土整備部）に支援を要請する	住宅班	24時間 ～	県	
2 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定調査を実施する					
2-1	危険度判定実施計画にしたがい、危険度判定調査を実施する	住宅班	72時間 ～	被災建築物 応急危険度 判定士、被災 宅地危険度 判定士	
2-2	危険度判定ステッカーの貼付等により、その所有者に危険度を周知する	住宅班	72時間 ～	被災建築物 応急危険度 判定士、被災 宅地危険度 判定士	
2-3	著しい被害を生じるおそれがある建築物や宅地があるときは、避難及び立入制限等の措置を講じる	住宅班	72時間 ～		
2-4	建築物及び宅地の危険度判定調査結果や避難及び立入制限等の二次災害防止措置等を整理する	住宅班 (社)総務班	72時間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	建築物及び宅地の危険度判定調査結果や避難及び立入制限等の二次災害防止措置等を市本部に報告する	住宅班 (社)総務班	72時間 ～		
2-6	市ホームページ、臨時広報紙等により建築物及び宅地の倒壊危険性や事故防止措置等の広報活動を行う	住宅班 情報班	72時間 ～		
2-7	被災した建築物及び宅地に関する相談体制を確立する	住宅班	1週間 ～		
2-8	被災した建築物及び宅地に関する相談に対応する	住宅班	1週間 ～		
被災建築物応急危険度判定必携					
		被災宅地危険度判定業務 実施マニュアル			

3 危険物等の二次災害の防止

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 危険物施設等の責任者や関係機関と連絡調整する					
1-1	ガス施設等の危険物施設に火災、爆発、漏えい等の二次災害の発生のおそれがある又は発生したときは、当該施設の管理者と連絡体制を確立する	消防統括本部 統括班	直後～		
1-2	施設管理者から被害状況や点検結果等を把握し、笛吹警察署、関係機関等と協力体制を確立する	消防統括本部 統括班	直後～	消防団 笛吹警察署	
1-3	危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、その危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象を判断して、部隊運用方針を決定する	消防統括本部 現場指揮本部	直後～	消防団	
1-4	必要に応じて、消火薬剤等の緊急搬送、消防警戒区域の設定等の要員を確保する	現場指揮本部	直後～	消防団	
1-5	必要に応じて、県（防災局）に対して、緊急消防援助隊の派遣を応援要請する	消防統括本部 統括班	直後～	県	
1-6	応援を要請したときは、受入体制を整備し、逐次到着する応援消防隊等と連携する	消防統括本部 統括班	直後～	県	
1-7	危険物施設等の被害状況や消防の対応方針を市本部に報告する	消防統括本部	直後～	消防団	
2 危険物施設等の応急対策を実施する					
2-1	危険物施設等の施設管理者や笛吹警察署と連携して、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去、広報活動等の措置を行う	現場指揮本部	直後～	消防団、 笛吹警察署	
2-2	危険物が爆発するなど、すでに出火しているときは、速やかに消火活動を実施する	現場指揮本部	直後～	消防団	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-3	危険物施設等の被害や実施された防ぎ よ活動や応急措置を整理する	消防統括本部	直後～		
2-4	危険物施設等の被害や実施された防ぎ よ活動や応急措置を市本部に報告する	消防統括本部	直後～		

第6 雪害応急対策

1 住民への情報提供

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 交通等に関する情報提供を行う					
1-1	大雪警報が発表されたときは、甲府地方気象台、県、笛吹警察署、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者、ライフライン事業者等と連絡体制を確立する	統括班 情報班	直後～	笛吹警察署、道路管理者、鉄道事業者、バス事業者、ライフライン事業者、気象台、県	
1-2	住民からの情報提供に対応できるように電話相談窓口を設置する	統括班 資源管理班	直後～		
1-3	道路の通行状況、列車の運行状況、事故発生状況等を把握する	統括班 情報班	直後～		
1-4	豪雪時の注意喚起内容や交通に関する情報を市防災行政無線、Ｌアラート、市ホームページ等で住民に広報する	統括班 情報班	直後～		
1-5	必要に応じて、テレビやラジオ等の報道機関に広報を要請する	情報班	直後～	報道機関	
2 住民、事業者等に協力を要請する					
2-1	在宅時の安全な過ごし方、車両の運転、防災気象情報等の活用、雪下ろし等除雪作業中の事故防止等について普及啓発する	統括班 情報班	直後～		
2-2	雪害が発生したときは、住民や事業所等に対して、近隣の被害状況の情報提供や除排雪の実施、要配慮者の安否確認等の活動を要請する	統括班 情報班	直後～		
2-3	必要に応じて、市内外から雪処理ボランティアを募集する	(住)総務班 (福)総務班	直後～		

2 豪雪時における各種対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 避難行動要支援者の支援を行う					
1-1	関係機関の協力により、避難行動要支援者の安否確認体制を確保する	統括班 (福)総務班 福祉班	直後～	民生委員、介護保険等サービス事業者、地域包括支援センター、自主防災組織、消防団、障がい者当事者団体、郵便、新聞、宅配事業者等	
1-2	避難行動要支援者名簿を活用して避難行動要支援者の安否を確認する	統括班 (福)総務班 福祉班	直後～	民生委員、介護保険等サービス事業者、地域包括支援センター、自主防災組織、消防団、障がい者当事者団体、郵便、新聞、宅配事業者等	
1-3	危険な区域に避難行動要支援者が残留するときは、安全な場所へ移動を促し、必要に応じて、移送する	統括班 (福)総務班 福祉班	直後～	民生委員、介護保険等サービス事業者、地域包括支援センター、自主防災組織、消防団、障がい者当事者団体、郵便、新聞、宅配事業者等	
1-4	大雪により移動が困難となった避難行動要支援者に対しては、関係機関と連携し、支援活動や情報提供を行う	統括班 情報班 (福)総務班 福祉班	直後～	民生委員、介護保険等サービス事業者、地域包括支援センター、自主防災組織、消防団、障がい者当事者団体、郵便、新聞、宅配事業者等	
2 帰宅困難者に対応する					
2-1	積雪等に伴い、帰宅困難者が発生したときは、市ホームページやラジオ等を通じて道路交通の情報を提供する	統括班 情報班	直後～		
2-2	必要に応じて、近隣の避難所を開設し、食料や毛布等の支給を行う	統括班 資源管理班	直後～		
3 農業施設対策を行う					
3-1	大雪が予想されるときは、農家等に対して、甲府地方気象台からの気象情報や県からの減災のための技術的な対応方法等を周知する	農政班	直後～	気象台、 峡東建設事務所	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	災害が発生したときは、農業施設の被害状況を速やかに把握し、農作物への被害防止を図るなど、降雪対応の徹底を図る	農政班	直後～		
4 孤立地区対策を行う					
4-1	積雪等に伴い、孤立する可能性がある地域の状況を早期に把握する	統括班 情報班	直後～		
4-2	孤立する可能性がある地域の住民に対して、食料、飲料水、燃料等の十分な備蓄に努めるよう周知を図る	統括班 情報班	直後～		
4-3	必要に応じて、孤立する可能性がある地域の住民に対して、事前に自主避難を呼びかける	統括班 情報班	直後～		
4-4	必要に応じて、県に消防防災ヘリコプターの出動又は自衛隊の災害派遣を要請する	統括班 資源管理班	直後～		

3 道路等の除排雪

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 道路の除雪を行う					
1-1	甲府地方気象台から発表される積雪情報、警報、今後の積雪見込み等を把握する	(社)総務班 土木班	直後 ～	気象台	
1-2	ライブカメラ等により、道路の通行状況をモニタリングする	(社)総務班 土木班	直後 ～		
1-3	県と連携して、道路交通ネットワークの確保を図るため、除雪実施体制を確立する	(社)総務班 土木班	直後 ～	峡東建設 事務所	
1-4	積雪状況に応じて、除雪優先路線を勘案して、市道の除雪を実施する	(社)総務班 土木班	直後 ～		
1-5	市道等において立ち往生車両や放置車両が発生したときは、必要に応じて、当該車両の移動等の措置を行う	(社)総務班 土木班	直後 ～		
2 排雪場所、集雪場所を確保する					
2-1	各道路管理者と調整し、道路管理者が合同で利用できる排雪場所を確保する	(社)総務班 土木班	直後 ～	甲府河川国 道事務所、 峡東建設事 所、NEXCO 中日本	
2-2	必要に応じて、市有地に全ての公共機関が合同で利用できる集雪場所を確保する	(社)総務班 土木班 生涯学習班	直後 ～		
3 雪崩対策を実施する					
3-1	防災関係機関と相互に連絡をとりながら雪崩発生の予兆あるいは発生の早期確認に努める	(社)総務班 土木班	直後 ～		
3-2	雪崩の発生が予想されるときは、当該区域に対する消防団等の警ら強化し、必要な注意喚起等を行う	(社)総務班 土木班	直後 ～		
3-3	雪崩の発生が予想されるときは、必要に応じて、通行規制を行う	(社)総務班 土木班	直後 ～		


第7 原子力災害応急対策

1 避難者の受入

※第3節 第1 4 市町村・県の区域を越えた避難者の受入を準用する

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 大気中の放射線量をモニタリングする					
1-1	放射線モニタリング情報共有・公表システムにより、県内のモニタリングポストで測定された空間放射線量率の結果を確認する	統括班	直後～		
1-2	市内9箇所において観測されている環境放射線量の測定結果を確認する	環境班	直後～		
1-3	環境放射線量の測定結果を市本部に報告するとともに、市公式ウェブサイト等により公表する	(住)総務班 環境班	直後～		
1-4	市内で、通常値を超える放射線量が観測されたときは、国、県にその旨を報告し、除染対策に努める	統括班 環境班	直後～		
1-5	環境放射線量のモニタリング結果を受けて、屋内退避や飲食物の摂取制限等の緊急対策の実施の可否を検討する	統括班	直後～		
2 屋内退避、避難等の防護活動を行う					
2-1	原災法に基づき、屋内退避又は避難指示があったときや放射線量のモニタリング結果により必要と判断したときは、取るべき防護措置（屋内退避又は避難）の内容や対象地域等を確認する	統括班	直後～	国、県	
2-2	屋内退避が必要なときは、複数の情報伝達手段を検討し、広報実施体制を確立する	統括班 情報班	直後～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-3	複数の伝達手段で屋内退避に関する情報を住民に広報する	統括班 情報班	直後～	報道機関	
2-4	避難の必要があるときは、対象地域、避難先等を判断し、本部長に具申する	統括班	直後～		
2-5	本部長の判断を受け、避難指示の発令を決定し、各班に決定内容を周知する	統括班	直後～		
2-6	複数の伝達手段で避難指示を避難対象地域の住民に周知する	統括班 情報班	直後～		
2-7	避難指示の発令を県、防災関係機関に報告する	統括班	直後～		
原子力防災（計画・指針・マニュアル） （内閣府ホームページ）					

3 情報伝達活動及び風評被害対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 原子力災害に関する相談窓口を開設する					
1-1	必要に応じて、県と連携して、被災者の相談に統一的に対応するために、相談・指導内容について協議を行う	情報班	24 時間 ～	県	
1-2	原子力災害に関する情報の一元化を図り、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する	情報班	24 時間 ～		
1-3	専用電話回線や窓口に必要な物品を準備する	資源管理班	24 時間 ～		
1-4	各部に 2 名程度の相談窓口担当者の派遣を依頼する	資源管理班	24 時間 ～		
1-5	相談窓口担当者の配置を確認し、市本部に原子力災害に関する相談窓口の開設を報告する	資源管理班	24 時間 ～		
1-6	原子力災害に関する相談窓口の開設に関する広報を行う	統括班 情報班	24 時間 ～		
2 原子力災害に関する相談窓口を運営する					
2-1	相談窓口担当者が聴取した相談記録を整理する	情報班	72 時間 ～		
2-2	安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、笛吹警察署等と協力して、被災者に関する情報を収集する	情報班	72 時間 ～	県、笛吹警察署	
2-3	相談窓口担当班以外の相談・照会・苦情に関して、関係機関へ伝達し、迅速な処理を依頼する	情報班	72 時間 ～		
2-4	相談件数が多い案件について、回答文例や関連文書を作成する	情報班	72 時間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	回答文例や関連文書を相談窓口担当者に配布する	情報班	72時間 ～		
3 風評被害などの影響を削減する					
3-1	相談業務等による住民等のニーズを見極めた上で、必要な情報を整理する	情報班	1週間 ～		
3-2	風評被害を軽減するため、県と連携して、農地等、観光地、商店街等の環境放射線量を測定する	環境班	1週間 ～	県	
3-3	測定結果により安全が確認されたときは、メディアや多様な情報伝達手段を活用して、迅速に公表し、市域の安全性を全国に情報発信する	情報班	1週間 ～	報道機関	

4 飲料水、飲食物の摂取制限等


手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 飲料水、飲食物の摂取制限等を実施する					
1-1	必要に応じて、県が実施する飲料水の検査に協力する	水道班	72時間 ～	県	
1-2	国又は県の要請に基づき、対象地域における飲食物の出荷制限及び摂取制限の内容を確認する	農政班 水道班	72時間 ～	国、県	
1-3	市域における飲食物の出荷制限及び摂取制限の内容を各班に周知する	農政班 水道班	72時間 ～		
1-4	飲食物の出荷制限及び摂取制限の内容について、多様な情報伝達手段を活用して情報提供する	農政班 水道班 情報班	72時間 ～	報道機関	
2 緊急時被ばく医療に協力する					
2-1	県の要請があるときは、緊急時の被ばく医療に協力する	救護班	72時間 ～	県	
2-2	実施した緊急時被ばく医療に関する活動内容を整理する	救護班	72時間 ～		
2-3	メンタルヘルス対策や放射線の影響による健康被害に関する広報文等を検討する	救護班	72時間 ～		
2-4	メンタルヘルス対策や放射線の影響による健康被害の内容について、多様な情報伝達手段を活用して情報提供する	救護班 情報班	72時間 ～	報道機関	

第4節 市民の生活を守るための対策


第1 避難生活支援

1 避難所の管理運営

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 避難所を運営する					
1-1	避難所管理職員、施設管理者と連携し、避難所内の住民組織の協力を得て、避難所運営委員会を立ち上げるなど、避難所運営体制を確立する	統括班 情報班	直後～	行政区、 自主防災組織	
1-2	避難所運営委員会と連絡調整し、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、要配慮者に対する配慮、ペットの取扱い等を確認する	統括班 情報班	直後～	行政区、 自主防災組織	
1-3	感染症が流行しているときは、マスクや消毒液を確保するとともに、発熱者等には専用スペースを確保するなど感染症対策に努める	統括班 情報班 資源管理班	直後～		
1-4	避難所運営委員会と連絡調整し、定期的に避難者数や活動状況を確認するとともに、避難所運営に必要な人材、資機材・物資等を把握する	統括班 情報班	直後～		
1-5	避難所運営に必要な人材、資機材・物資等を調達する	資源管理班	直後～		
1-6	避難者数や活動状況を定期的に整理し、市本部へ報告する	統括班 情報班	直後～		
2 避難所を統合・閉鎖する					
2-1	避難者が減少するなど、必要に応じて、市本部に避難所の統合・閉鎖について具申する	統括班 情報班	1週間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-2	市本部と連絡調整し、避難所の統合・閉鎖方針を確認する	統括班 情報班	1週間 ～		
2-3	市本部から残留する避難者の移動先（避難所、施設、応急仮設住宅等）を確認する	統括班 情報班	1週間 ～	行政区、 自主防災 組織	
2-4	避難所運営委員会と連携して、避難者を市本部指定の場所へ誘導する	統括班 情報班	1週間 ～	行政区、 自主防災 組織	
2-5	避難所運営委員会と連絡調整し、避難所の統合・閉鎖を確認する	統括班 情報班	1週間 ～	行政区、 自主防災 組織	
2-6	避難所の統合・閉鎖状況を市本部に報告する	統括班 情報班	1週間 ～		
避難所運営ガイドライン（内閣府） 		山梨県避難所運営マニュアル 《基本モデル》（山梨県） 			
		新型コロナウイルス感染症に 対応した避難所運営マニ ュアル作成指針（山梨県）			

2 被災動物救護対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 被災動物の保護・収容活動体制を確立する					
1-1	飼い主不明又は負傷した愛玩動物（犬、猫など）の発生状況を把握する	環境班	1週間 ～		
1-2	県（衛生薬務課及び動物保護指導センター）、動物愛護団体、ボランティア等に依頼して、必要に応じた活動体制を確立する	環境班	1週間 ～	県	
1-3	動物等の保護に必要な人員及び車両の手配、捕獲用資機材等を調達する	環境班	1週間 ～		
1-4	動物等の収容場所を確保する	環境班	1週間 ～		
2 被災動物の保護・収容活動を行う					
2-1	県（衛生薬務課及び動物保護指導センター）、動物愛護団体、ボランティア等に依頼して、愛玩動物の保護・収容活動を実施する	環境班	1週間 ～	県	
2-2	広域的な応援要請が必要なときは、市本部を通じて県に依頼する	環境班	1週間 ～	県	
2-3	愛玩動物の保護・収容活動記録を作成し、市本部に報告する	環境班	1週間 ～		
災害時におけるペットの救護対策 ガイドライン（環境省）					

第2 飲料水・食料・生活必需品の供給

1 飲料水供給対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 応急給水体制を確立する					
1-1	断水地域を把握し、電力や道路の被害状況等の応急給水に必要な情報を収集する	水道班	直後 ～		
1-2	断水地域や避難所避難者数等の情報から応急給水が必要な地域及び給水必要量を推定する	水道班	直後 ～		
1-3	給水対象地域、給水場所、給水時間、給水地域の優先順位等を決定し、給水計画を策定する	水道班	直後 ～		
1-4	給水計画にしたがい、必要な人員及び給水車両、給水タンク等の資機材を確保する	水道班	直後 ～		
1-5	必要に応じて、隣接する水道事業体の水道施設を給水基地として利用することに関する調整を行う	(水)総務班 水道班	直後 ～		
1-6	人員、給水車両、資機材等が不足するときは、県や応援協定締結団体等に応援を要請する	(水)総務班 水道班	直後 ～	応援協定 締結団体、県	
1-7	必要に応じて、飲料水の確保に関する協定を締結している団体等に飲料水の供給を要請する	(水)総務班 資源管理班	直後 ～	応援協定 締結団体	
2 応急給水を実施する					
2-1	住民に対し、断水状況、給水場所、応急給水方法、復旧見込み、水質についての注意事項等を広報する	(水)総務班 水道班	直後 ～		
2-2	給水計画にしたがい、応急給水に必要な人員、給水車両、資機材を給水場所（市役所及び避難所）に配置する	(水)総務班 水道班	直後 ～	応援協定 締結団体、県	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-3	運搬給水するときは、運搬用具の洗浄、消毒を行う	水道班	直後 ～	応援協定 締結団 体、県	
2-4	避難所、医療機関、社会福祉施設など 緊急性の高いところから1人1日3リ ットルを目安に飲料水を応急給水する	水道班	直後 ～	応援協定 締結団 体、県	
2-5	必要に応じて、1人暮らし高齢者や障 がい者等の要配慮者にポリタンク等 による戸別給水を実施する	(水)総務班 水道班	直後 ～	災害ボラ ンティア	
2-6	給水計画にしたがい、1人1日20リッ トルを目安に飲料水と生活用水を応急 給水する	水道班	72時間 ～	応援協定 締結団 体、県	
2-7	応急給水実施記録を作成し、保管する	水道班	72時間 ～		
2-8	応急給水実施状況を市本部に報告する	(水)総務班	72時間 ～		
山梨県災害救助法施行細則 (山梨県ホームページ)				災害救助法 (内閣府ホームページ)	



2 食料供給対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 食料を確保する					
1-1	避難所避難者の数やニーズ等から応急的に確保する食料の必要量を推定する	資源管理班	24時間 ～		
1-2	備蓄物資を確認するとともに、応援協定締結団体の被災状況を確認し、応援の可否を把握する	資源管理班 農政班	24時間 ～	J Aふえふき、応援協定締結団体	
1-3	必要に応じて、市入札指名名簿に登録された企業等からの調達可能な食料を把握する	資源管理班 農政班	24時間 ～		
1-4	確保すべき食料の品目、数量、調達先、食品集積場所等を取りまとめた食料調達計画を作成する	資源管理班	24時間 ～		
1-5	食料調達計画にしたがい、協定締結業者等に協力を依頼するなど食料を確保する	資源管理班	24時間 ～	応援協定締結団体	
1-6	必要な食料が市内において調達が困難と見込まれるときは、県に応援を要請する	資源管理班	24時間 ～	県	
2 必要に応じて、食品集積場所を確保する					
2-1	県輸送拠点設置状況、提供される物資量等を勘案して、食品集積場所（地域内輸送拠点）の設置について検討する	資源管理班 (社)総務班	24時間 ～		
2-2	市本部の判断に基づき、食品集積場所（地域内輸送拠点）の設置を決定し、施設管理者に開設を要請する	資源管理班 (社)総務班	24時間 ～		
2-3	物資量により拠点が不足するときは、民間事業者に物流倉庫等の利用に関する協力を要請する	資源管理班 (社)総務班	24時間 ～		
2-4	食品集積場所（地域内輸送拠点）の開設・管理スタッフを確保する	資源管理班 (社)総務班	24時間 ～	自主防災組織、災害ボランティア	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 食料を供給する					
3-1	調達した食料の受付記録を作成し、保管する	農政班	24 時間 ～		
3-2	調達した食料をもとに、食料供給計画を作成する	農政班	24 時間 ～		
3-3	供給計画にしたがい、住民に対し、食料の供給場所や今後の供給見込み等を広報する	(社)総務班 農政班	24 時間 ～		
3-4	必要に応じて、食料配給等に協力する災害ボランティアを確保する	(社)総務班 農政班	24 時間 ～	自主防災組織、災害ボランティア	
3-5	避難所等へ食料の搬送・供給を行う	農政班	24 時間 ～		
3-6	供給した食料の記録を作成し、保管する	農政班	24 時間 ～		
3-7	食料の供給実施状況を市本部に報告する	(社)総務班	24 時間 ～		
4 必要に応じて、炊き出しを実施する					
4-1	学校給食センター、共同調理場の被災状況を把握し、炊き出しに利用可否を確認する	(教)総務班	24 時間 ～		
4-2	炊き出しを実施するときは、米穀、人材、資機材、場所等を確保する	(教)総務班	24 時間 ～	日本赤十字社	
4-3	必要に応じて、市本部を通じて、自衛隊等の協力を依頼する	(教)総務班	24 時間 ～	自衛隊	
4-4	炊き出しを実施したときは、炊き出しの実施記録を作成し、保管する	(教)総務班	24 時間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
4-5	炊き出しの実施状況を市本部に報告する	(教)総務班	24時間 ～		
山梨県災害救助法施行細則 (山梨県ホームページ) 		災害救助法 (内閣府ホームページ) 			

3 生活必需物資供給対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 生活必需品を確保する					
1-1	避難所避難者の数やニーズ等から応急的に確保する生活必需品や燃料の必要量を推定する	資源管理班	24時間 ～		
1-2	備蓄物資を確認するとともに、応援協定締結団体の被災状況を確認し、応援の可否を把握する	資源管理班 観光商工班	24時間 ～	笛吹市商工会、応援協定締結団体	
1-3	必要に応じて、市入札指名名簿に登録された企業等からの調達可能な生活必需品や燃料を把握する	資源管理班 観光商工班	24時間 ～		
1-4	確保すべき物資の品目、数量、調達先、物資集積場所等を取りまとめた生活必需品や燃料の調達計画を作成する	資源管理班	24時間 ～		
1-5	生活必需品や燃料の調達計画にしたがい、協定締結業者等に協力を依頼するなど生活必需品や燃料を確保する	資源管理班	24時間 ～	応援協定締結団体	
1-6	必要な生活必需品や燃料が市内において調達が困難と見込まれるときは、県に応援を要請する	資源管理班	24時間 ～	県	
2 必要に応じて、救援物資集積場所を確保する					
2-1	災害規模、県の輸送拠点設置状況、提供される物資量等を勘案して、救援物資集積場所（地域内輸送拠点）の設置について検討する	資源管理班 (社)総務班	24時間 ～		
2-2	市本部の判断に基づき、救援物資集積場所（地域内輸送拠点）の設置を決定し、施設管理者に開設を要請する	資源管理班 (社)総務班	24時間 ～		
2-3	物資量により拠点が不足するときは、民間事業者に物流倉庫等の利用に関する協力を要請する	資源管理班 (社)総務班	24時間 ～		
2-4	救援物資集積場所（地域内輸送拠点）の開設・管理スタッフを確保する	資源管理班 (社)総務班	24時間 ～	自主防災組織、災害ボランティア	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 生活必需品を供給する					
3-1	調達した生活必需品や燃料の受付記録を作成し、保管する	観光商工班	24 時間 ～		
3-2	調達した生活必需品や燃料をもとに、生活必需品や燃料の供給計画を作成する	観光商工班	24 時間 ～		
3-3	供給計画にしたがい、住民に対し、生活必需品や燃料の供給場所や今後の供給見込み等を広報する	(社)総務班 観光商工班	24 時間 ～		
3-4	必要に応じて、生活必需品の配分等に協力する災害ボランティアを確保する	(社)総務班 観光商工班	24 時間 ～	自主防災組織、災害ボランティア	
3-5	避難所等へ生活必需品や燃料の搬送・供給を行う	観光商工班	24 時間 ～		
3-6	供給した生活必需品や燃料の記録を作成し、保管する	観光商工班	24 時間 ～		
3-7	生活必需品や燃料の供給実施状況を市本部に報告する	(社)総務班	24 時間 ～		
山梨県災害救助法施行細則 (山梨県ホームページ)			災害救助法 (内閣府ホームページ)		

第3 行方不明者等の搜索及び死体の火葬

1 行方不明者及び死体の搜索

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 行方不明者及び死体の搜索協力体制を確立する					
1-1	消防団、笛吹警察署、自主防災組織等と連絡調整し、住民からの問合せや行方不明者の搜索依頼に関する情報を把握する	住民班	直後～	消防団、笛吹警察署、自主防災組織	
1-2	笛吹警察署から協力要請があったときは、相談窓口の設置等や搜索への協力体制を確立する	住民班	24時間～	笛吹警察署	
1-3	必要に応じて、自衛隊の災害派遣を県に要求する	資源管理班	24時間～	県、自衛隊	
1-4	さらに要員及び資機材等が不足するときは、協定締結自治体又は県に応援を要請する	資源管理班	24時間～	協定締結自治体、県	
2 行方不明者及び死体の搜索に協力する					
2-1	相談窓口において、住民からの問合せや行方不明者の搜索依頼に関する情報を把握する	住民班	24時間～	笛吹警察署	
2-2	行方不明者の氏名、性別、年齢、容貌、特徴、所持品等の情報を整理する	住民班	24時間～	笛吹警察署	
2-3	笛吹警察署が作成する要搜索者リストの作成に協力し、行方不明者に関する情報を共有する	住民班	24時間～	笛吹警察署	
2-4	必要に応じて、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報の収集・精査を行うことにより、迅速な要救助者の特定に努める	住民班	24時間～	笛吹警察署	
2-5	身元不明の死体を発見したときは、笛吹警察署に連絡し、医師立会いのもとに検視を行い、身元の確認に努める	住民班	24時間～	笛吹警察署	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-6	身元不明の死体を発見したときは、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管する	住民班	24 時間 ～	笛吹警察署	
2-7	行方不明者の捜索に関する実施年月日、実施地域、実施方法及び状況、捜索対象行方不明者数を整理する	住民班	24 時間 ～	笛吹警察署	
2-8	行方不明者の捜索に関する整理結果を市本部に報告する	住民班	24 時間 ～		
山梨県災害救助法施行細則 (山梨県ホームページ)				災害救助法 (内閣府ホームページ)	

2 死体の処理

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 死体の収容実施体制を確立する					
1-1	被害規模、死者、行方不明者数等から遺体安置所の設置に関する検討を行う	(住)総務班	24時間 ～		
1-2	必要に応じて、公共施設を中心とした既存の建物から遺体安置所を指定する	(住)総務班	24時間 ～		
1-3	遺体の処理及び埋葬に係る棺、葬祭用品等や葬祭作業及び遺体の搬送に必要な要員、車両を確保する	(住)総務班	24時間 ～	応援協定 締結団体	
1-4	遺体の処理及び埋葬に係る棺、葬祭用品等や葬祭作業及び遺体の搬送に必要な要員、車両が不足するときは、県(衛生薬務課)に協力を要請する	(住)総務班	24時間 ～	県	
1-5	遺体安置所を開設し、必要な要員を配置する	(住)総務班	24時間 ～		
1-6	遺体安置所の開設場所や開設期間について、広報する	(住)総務班	24時間 ～		
2 遺体の収容・安置を行う					
2-1	笛吹警察署、笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会、県又はその他協力医師等と連絡調整し、検視及び検案に協力する	(住)総務班 救護班	72時間 ～	笛吹警察署、笛吹市医師会、笛吹地区歯科医師会、峡東保健所	
2-2	必要に応じて、日本赤十字社が実施する洗浄、消毒等に協力を行い、遺体を納棺し、一時収容・安置する	(住)総務班	72時間 ～	日本赤十字社	
2-3	検視を終えた遺体について、笛吹警察署、行政区、自主防災組織等と連携し、身元不明遺体の身元確認と身元引受人の発見を行う	(住)総務班	72時間 ～	笛吹警察署、行政区、自主防災組織	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-4	遺体の収容・処理結果についてとりまとめ、市本部に報告する	(住)総務班	72 時間 ～		
2-5	安置された遺体全ての引渡しが完了したとき、遺体安置所を閉鎖する	(住)総務班	2 週間 ～		
山梨県災害救助法施行細則 (山梨県ホームページ)				災害救助法 (内閣府ホームページ)	



3 死体の火葬

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 火葬の実施体制を確立する					
1-1	東八代広域行政事務組合と連絡調整し、斎場の機能状況を把握する	(住)総務班	24時間 ～	東八代広域行政事務組合	
1-2	東八代広域行政事務組合と協力して、葬儀業者の紹介や遺族の要望とりまとめなどを実施する相談窓口を開設する	(住)総務班	24時間 ～	東八代広域行政事務組合	
1-3	死者数、近隣市町の斎場の機能状況を把握する	(住)総務班	24時間 ～	東八代広域行政事務組合	
1-4	必要に応じて、県(衛生業務課)に広域火葬に関する応援を要請する	(住)総務班 資源管理班	24時間 ～	県	
1-5	斎場利用方法の調整を行い、火葬計画を作成する	(住)総務班	24時間 ～	東八代広域行政事務組合	
1-6	火葬計画にしたがい、葬祭業者等に遺体搬入車両の確保、斎場への遺体の搬送を依頼する	(住)総務班	24時間 ～	東八代広域行政事務組合	
2 火葬の手続きを行う					
2-1	遺族が確認できるときは、遺族等に対して、火葬許可証を発行する	(住)総務班	72時間 ～	東八代広域行政事務組合	
2-2	死亡した者の遺族がいないときや確認できないときは、関係法規に基づいて火葬手続きを行う	(住)総務班	72時間 ～	東八代広域行政事務組合	
2-3	埋火葬を実施するために必要な埋火葬台帳、埋火葬支出関係書類等を作成する	(住)総務班	72時間 ～	東八代広域行政事務組合	
3 遺体の火葬を行う					
3-1	関係法規に基づいて、火葬を行う	(住)総務班	72時間 ～	東八代広域行政事務組合	

第4 ライフラインの応急復旧

1 上水道施設応急対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 上水道施設の被害調査を行う					
1-1	下水道、電力、通信等関係機関と協力を確立し、道路等占用施設の被害状況の情報交換を行う	(水)総務班 水道班	直後～		
1-2	水道施設、管理施設、断水地域・戸数等の緊急調査体制を確立する	(水)総務班 水道班	直後～		
1-3	水道施設、管理施設、断水地域・戸数、道路被害状況等の被害調査を行い、被害状況を把握する	(水)総務班 水道班	直後～		
1-4	水道施設等の被害調査結果を整理する	(水)総務班 水道班	直後～		
1-5	水道施設等の被害調査結果を市本部に報告する	(水)総務班 水道班	直後～		
1-6	給水停止又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する	(水)総務班 水道班	直後～		
2 上水道施設の応急復旧体制を確立する					
2-1	被害調査結果等をもとに、応急復旧の方針を決定する	水道班	24時間 ～		
2-2	応急復旧方針にしたがい、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を作成する	水道班	24時間 ～		
2-3	復旧計画にしたがい、応急復旧工事に投入可能な車両や人員を確保する	(水)総務班 水道班	24時間 ～	笛吹市管 工事組合	
2-4	必要に応じて、協定締結自治体等に応援を要請し、応急復旧体制を確保する	(水)総務班 水道班	24時間 ～	協定締結 自治体	


手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	断水地域や復旧見込み等について、住民に広報する	(水)総務班 水道班	24時間 ～		
3 上水道施設の応急復旧を実施する					
3-1	復旧計画にしたがい、工事業者等へ水道施設の応急復旧工事業務を発注する	水道班	24時間 ～		
3-2	地下埋設管の復旧については、道路管理者、笛吹警察署、地下埋設施設の管理者等と協議を実施する	(水)総務班 水道班	24時間 ～		
3-3	発注業務を進捗管理し、水道施設の応急復旧工事の実施状況を把握する	水道班	24時間 ～		
3-4	必要に応じて、仮設配水管、消火栓を設置する	水道班	24時間 ～		
3-5	水道施設の応急復旧状況を整理する	(水)総務班 水道班	24時間 ～		
3-6	水道施設の応急復旧状況を市本部に報告する	(水)総務班 水道班	72時間 ～		
3-7	水道施設の応急復旧にかかった費用を精算する	水道班	2週間 ～		
地震等緊急時対応の手引き (公益社団法人日本水道協会)					

2 下水道施設応急対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 下水道施設の被害調査を行う					
1-1	上水道、電力、通信等関係機関と協力体制を確立し、道路等占用施設の被害状況の情報交換を行う	下水道班	直後～		
1-2	マンホール、管渠等の下水道関係施設の緊急調査体制を確立する	下水道班	直後～		
1-3	下水道関係施設の被害調査を行い、被害状況を詳細に把握する	下水道班	直後～		
1-4	マンホールからの溢水があるときは、必要に応じて、バキュームカーでの排出措置を講じる	下水道班	直後～		
1-5	下水道施設等の被害調査結果を整理する	(水)総務班 下水道班	直後～		
1-6	下水道施設等の被害調査結果を市本部及び県（下水道室）に報告する	(水)総務班 下水道班	直後～	県	
2 下水道施設の応急復旧体制を確立する					
2-1	被害調査結果等をもとに、管理破断箇所、機能低下区域等を特定し、応急復旧の方針を決定する	下水道班	24時間 ～		
2-2	応急復旧方針にしたがい、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を作成する	下水道班	24時間 ～		
2-3	復旧計画にしたがい、応急復旧工事に投入可能な車両や人員を確保する	(水)総務班 下水道班	24時間 ～		
2-4	必要に応じて、県（下水道室）、協定締結自治体等に応援を要請し、応急復旧体制を確保する	(水)総務班 下水道班	24時間 ～	県、協定 締結自治 体	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	下水道の被害影響範囲区域について、住民に広報する	(水)総務班 下水道班	24時間 ～		
3 下水道施設の応急復旧を実施する					
3-1	復旧計画にしたがい、工事業者等へ下水道施設の応急復旧工事業務を発注する	下水道班	24時間 ～		
3-2	地下埋設管の復旧については、道路管理者、笛吹警察署、地下埋設施設の管理者等と協議を実施する	(水)総務班 下水道班	24時間 ～		
3-3	発注業務を進捗管理し、下水道施設の応急復旧工事の実施状況を把握する	下水道班	24時間 ～		
3-4	下水道施設の復旧状況を整理する	(水)総務班 下水道班	24時間 ～		
3-5	下水道施設の復旧状況を市本部に報告する	(水)総務班 下水道班	24時間 ～		
3-6	下水道施設の応急復旧にかかった費用を精算する	下水道班	24時間 ～		
下水道危機管理マニュアル作成の手引き (公益社団法人日本下水道協会)					

3 電力・通信・鉄道等施設応急対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 電力・通信・手有働等施設の被害状況を確認する					
1-1	電力、通信、鉄道等の各事業者と連絡調整し、連絡担当者を相互に決める	統括班 情報班	直後～	ライフライン事業者※	
1-2	電力、通信、鉄道等の各事業者の被害状況を確認し、施設の復旧見込みを把握する	統括班 情報班	直後～	ライフライン事業者※	
1-3	電力、通信、鉄道等の各事業者の被害、復旧見込みなどの概況をとりまとめる	統括班 情報班	直後～	ライフライン事業者※	
1-4	電力、通信、鉄道等の各事業者の被害、復旧見込みなどについて、住民に広報する	統括班 情報班	直後～	ライフライン事業者※	
2 ライフライン施設の復旧状況を確認する					
2-1	電力、通信、鉄道等の各事業者の施設の復旧状況を把握する	統括班 情報班	24 時間 ～	ライフライン事業者※	
2-2	必要に応じて、電力、通信、鉄道等の各事業者の応急復旧対策に協力する	統括班 情報班	24 時間 ～	ライフライン事業者※	
2-3	電力、通信、鉄道等の各事業者の施設の復旧状況などをとりまとめる	統括班 情報班	24 時間 ～	ライフライン事業者※	
2-4	電力、通信、鉄道等の各事業者の施設の復旧状況などについて、住民に広報する	統括班 情報班	24 時間 ～	ライフライン事業者※	
指定公共機関の防災業務計画					

※ライフライン事業者

電力：東京電力パワーグリッド株式会社
 通信：東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ
 鉄道：東日本旅客鉄道株式会社

第5 要配慮者支援

1 避難所等における要配慮者支援

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 要配慮者の避難生活支援体制を確立する					
1-1	避難所等に避難している要配慮者数等を把握する	(福)総務班	24時間 ～		
1-2	市社会福祉協議会、ボランティア等と連携し、巡回相談体制を確立する	(福)総務班 福祉班 救護班	24時間 ～	市社会福祉協議会	
1-3	必要に応じて、事前に把握している有資格者や専門家、協定締結団体等に協力を要請し、避難所等の巡回相談体制を確立する	(福)総務班 福祉班 救護班	24時間 ～	市社会福祉協議会	
1-4	必要に応じて、市本部に職員派遣等を要請し、避難所等の巡回相談体制を確立する	(福)総務班	24時間 ～		
2 要配慮者のニーズを把握する					
2-1	巡回相談チームを派遣する避難所等を決定する	福祉班 救護班	24時間 ～		
2-2	避難所等に巡回相談チームを派遣するなど要配慮者の実態調査を行う	福祉班 救護班	24時間 ～		
2-3	巡回相談チームからの報告をもとに、要配慮者の人的、物的支援ニーズを整理する	福祉班 救護班	24時間 ～		
3 要配慮者の避難生活支援等を実施する					
3-1	関係各班と要配慮者の人的、物的支援ニーズにしたい、対応方針を検討する	(福)総務班	24時間 ～		
3-2	対応方針にしたい、要配慮者の避難生活上必要となる人材を確保する	(福)総務班	24時間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-3	対応方針にしたがい、要配慮者の避難生活上必要となる福祉用具・物資等を確保する	(福)総務班	24時間 ～		
3-4	必要に応じて、福祉避難所、緊急入所施設、医療機関へ避難する者のスクリーニングを実施する	福祉班 救護班	24時間 ～		
3-5	福祉避難所、緊急入所施設、医療機関等での対応が必要な要支援者がいるときは、ボランティア等の協力を得て搬送する	福祉班 救護班	24時間 ～	市社会福祉協議会	

2 福祉避難所等の開設、運営

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 福祉避難所等を開設する					
1-1	状況に応じて、指定避難所の一室又は一画を要支援者用の福祉避難室として開設したことを確認する	(福)総務班	24時間 ～		
1-2	必要に応じて、福祉避難室の運営に必要な人材、物資、資機材等を確保する	(福)総務班	24時間 ～		
1-3	避難所の施設管理者と連絡調整し、福祉避難所開設ニーズを確認する	(福)総務班	24時間 ～		
1-4	福祉避難所の開設が必要なときは、福祉避難所の開設可否を確認し、開設場所を決定し、施設管理者に通知する	(福)総務班 福祉班	24時間 ～	市社会福祉協議会	
1-5	福祉避難所の開設を確認し、市本部に報告する	(福)総務班	24時間 ～		
1-6	福祉避難所の開設について、住民に広報する	(福)総務班	24時間 ～		
2 福祉避難所等を運営する					
2-1	開設された福祉避難所に避難した避難者及び家族の避難者名簿を作成する	福祉班	24時間 ～	市社会福祉協議会	
2-2	開設された福祉避難所より、避難者の数、支援のニーズ、必要物資等の情報を定期的に把握する	福祉班	24時間 ～	市社会福祉協議会	
2-3	支援のニーズを踏まえ、開設した福祉避難所の運営に必要な人材（福祉避難所相談員）、物資、資機材等を確保する	(福)総務班	24時間 ～	市社会福祉協議会	
2-4	開設した福祉避難所の運営に関する人材（福祉避難所相談員）、物資、資機材等が不足するときは、県に応援を要請する	(福)総務班	24時間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	福祉避難所避難者の健康維持に努め、必要に応じて、緊急入所施設、緊急ショートステイ、医療機関等への搬送を依頼する	福祉班	24時間 ～	市社会福祉協議会	
3 福祉避難所等を閉鎖する					
3-1	福祉避難所の統廃合を検討する	(福)総務班	1週間 ～	市社会福祉協議会	
3-2	市本部の福祉避難所の統廃合の決定を受け、残留避難者の受入先の調整を行う	(福)総務班	1週間 ～	市社会福祉協議会	
3-3	避難している要配慮者及びその家族に福祉避難所の統廃合について説明する	福祉班	1週間 ～	市社会福祉協議会	
3-4	必要に応じて、避難者を受入先へ搬送する	福祉班	1週間 ～		
3-5	運営スタッフと協力し、後片付けを行い、施設の原状を回復する	福祉班	1週間 ～	市社会福祉協議会	
3-6	福祉避難所運営に関する記録等を整理する	(福)総務班 福祉班	1週間 ～	市社会福祉協議会	
3-7	福祉避難所の閉鎖完了を市本部に報告する	(福)総務班	1週間 ～		

第6 防疫対策

1 防疫活動

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 防疫活動体制を確立する					
1-1	防疫活動を必要とする地域を把握し、人員及び車両、防疫用資器材及び防疫用薬剤等の必要量を算出する	環境班	24時間 ～		
1-2	県の指導に基づき、必要量に応じた防疫組織を編成する	環境班	24時間 ～	峡東保健所	
1-3	消毒方法、消毒薬剤等の配布方法、配布場所、消毒地域の優先順位等を決定する	環境班	24時間 ～		
1-4	防疫活動に必要な人員及び車両の手配、防疫用資器材及び防疫用薬剤等を確保する	環境班	24時間 ～		
1-5	必要な人員及び車両、防疫用資器材及び防疫用薬剤等が不足するときは、県に調達の斡旋を要請する	環境班	24時間 ～	峡東保健所	
2 防疫活動を実施する					
2-1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律や災害防疫実施要綱に基づき、家屋、道路等の消毒やそ族昆虫等の駆除等の災害防疫活動を実施する	環境班	72時間 ～	峡東保健所	
2-2	家屋、道路等の消毒やそ族昆虫等の駆除等の防疫活動記録を作成する	環境班	1週間 ～		
2-3	家屋、道路等の消毒やそ族昆虫等の駆除等の防疫活動結果を市本部に報告する	環境班	1週間 ～		
2-4	家屋、道路等の消毒やそ族昆虫等の駆除等の防疫活動記録を県に提出する	環境班	1週間 ～	峡東保健所	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
	災害防疫実施要綱 (厚生省公衆衛生局長通知)				



2 避難所の防疫指導等

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 食品衛生管理、食中毒の被害拡大防止等に協力する					
1-1	県の指示・指導に基づき、食品衛生管理に関する情報（食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払う）を発信する	救護班	24時間 ～	峡東保健所	
1-2	必要に応じて、食品衛生関係団体と連携し、飲食物の衛生確保のための指導を実施する	救護班	24時間 ～	峡東保健所	
1-3	避難所、社会福祉施設等で集団食中毒が発生したときは、県に検病調査のために必要な班の派遣を要請する	救護班	24時間 ～	峡東保健所、 笛吹市医師会	
1-4	県が実施する検病検査、二次感染予防の啓発等に協力する	救護班	24時間 ～	峡東保健所	
1-5	避難所、社会福祉施設等における食中毒患者数等を把握し、市本部に報告する	救護班	24時間 ～		
2 避難所の衛生管理を実施する					
2-1	各避難所の避難者数等を把握し、手指用消毒アルコール薬剤、衛生資材等の必要数を確保する	救護班	72時間 ～		
2-2	各避難所に手指用消毒アルコール薬剤、衛生資材を配布する	救護班	72時間 ～		
2-3	感染症の予防等に関する注意事項に関するパンフレット等を作成・配布し、衛生教育及び広報活動を行う	救護班 情報班	72時間 ～		
2-4	必要に応じて、県に検病調査のために必要な班の派遣を要請し、衛生管理の調査等を依頼する	救護班	72時間 ～	峡東保健所	
2-5	県が臨時予防接種を実施するときは、県に協力する	救護班	72時間 ～	峡東保健所	

第5節 早期復旧に向けた対策

第1 住宅の確保

1 応急仮設住宅の供与

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 応急仮設住宅の供与に関する準備を行う					
1-1	避難所における被災調査等により、応急仮設住宅需要を推定する	住宅班	72時間 ～		
1-2	市営住宅の被害状況を確認するとともに、提供可能な空き室数を把握する	住宅班	72時間 ～		
1-3	必要に応じて、県（建築住宅課、住宅対策室）に県営住宅の提供可能戸数、民間賃貸住宅の借上可能戸数を確認する	住宅班	72時間 ～	県	
1-4	応急仮設住宅の供給（公営住宅等の一時提供、民間賃貸住宅の借上含む）見込みを整理する	住宅班	72時間 ～		
1-5	応急仮設住宅の建設が必要と見込まれるときは、応急仮設住宅建設予定地の現況を把握し、建設の適否を確認する	住宅班	72時間 ～		
1-6	応急仮設住宅の建設が必要と見込まれるときは、応急仮設住宅の建設予定地を選定し、建設用地使用に係る諸手続き（土地の使用許可申請等）を行う	住宅班	72時間 ～		
1-7	入居対象者の資格、優先順位等の条件を決定する	住宅班	72時間 ～		
2 応急仮設住宅の供与に関する相談窓口を開設する					
2-1	災害救助法の適用と県知事から当該救助の委任の有無を市本部に確認する	住宅班	72時間 ～		



手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-2	災害救助法が適用され、県より事務委任されたとき、応急仮設住宅の供与に関する申込受付体制を確立する	住宅班	72 時間 ～		
2-3	市役所本館に応急仮設住宅の供与に関する申込等の相談窓口を開設する	住宅班	72 時間 ～		
2-4	応急仮設住宅の供与の相談窓口開設に関して、住民に広報する	住宅班	72 時間 ～		
3 応急仮設住宅の供与に関する申込受付を実施する					
3-1	相談者に制度の説明を行うとともに、入居者要件、物件条件、費用負担内容、入居期間、手続きの流れ、入居申込時の必要書類について説明する	住宅班	1 週間 ～		
3-2	入居申込・住宅提供申出等の受付を実施する	住宅班	1 週間 ～		
3-3	応急仮設住宅の供与（建設型又は賃貸型の供給等）の需要を整理する	住宅班	1 週間 ～		
3-4	応急仮設住宅の供与（建設型又は賃貸型の供給等）の需要を県に報告する	住宅班	1 週間 ～		
3-5	県（建築住宅課）の応急仮設住宅の供与方針（建設型又は賃貸型の供給等）を確認する	住宅班	2 週間 ～	県	
4 公営住宅の一時提供を実施する					
4-1	申込者に対し、審査、抽選等を行い、公営住宅の入居者を決定する	住宅班	2 週間 ～		
4-2	市営住宅を提供するときは、入居者に鍵の引渡しを行う	住宅班	2 週間 ～		
4-3	入居者の入居完了届を取得し、入居者管理台帳を整備する	住宅班	2 週間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
4-4	県営住宅を提供するときは、県（住宅対策室）に一時使用承認申請を行う	住宅班	2週間 ～	県	
4-5	県（住宅対策室）から県営住宅の一時使用承認と鍵を受領したときは、入居者に鍵の引渡しを行う	住宅班	1か月 ～	県	
4-6	入居者の入居完了届を取得し、入居者管理台帳を整備するとともに、県に入居完了を報告する	住宅班	1か月 ～		
5 賃貸型応急住宅を供給する					
5-1	賃貸型応急住宅の入居申込書類を受理したときは、入居要件確認、形式審査を行い、受付簿を作成する	住宅班	2週間 ～		
5-2	県（建築住宅課）に受付簿、入居申込書類を提出する	住宅班	2週間 ～	県	
5-3	県（建築住宅課）から入居完了日が入力された受付簿を受領したときは、入居者台帳を作成する	住宅班	2週間 ～	県	
5-4	入居世帯の状況を把握するとともに、必要に応じて、入居者に対し、生活再建支援の相談窓口や助成制度等の周知を行う	住宅班	1か月 ～		
6 建設型応急仮設住宅を供給する					
6-1	申込者に対し、審査、抽選等を行い、建設型応急仮設住宅の入居者を決定する	住宅班	2週間 ～		
6-2	入居予定者リストを作成し、県（建築住宅課）に提示する	住宅班	2週間 ～	県	
6-3	県（建築住宅課）から実施設計図書を取得し、着工日等を確認する	住宅班	2週間 ～	県	
6-4	建設型応急仮設住宅の建設に係る工程管理（地縄張り、中間確認、完成検査立会い）を行う	住宅班	1か月 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
6-5	入居者と契約を交わし、鍵の引渡しを行う	住宅班	1 か月 ～		
6-6	営繕を要する事象が発生したときは、適宜対応するなど維持管理・営繕業務を実施する	住宅班	1 か月 ～		
被災者の住まいの確保 (内閣府ホームページ)				災害救助法 (内閣府ホームページ)	



2 被災住宅の応急修理

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 被災住宅の応急修理の申込受付窓口を開設する					
1-1	災害救助法の適用と県知事から当該救助の委任の有無を市本部に確認する	住宅班	72時間 ～		
1-2	災害救助法が適用され、県より事務委任されたとき、被災住宅の応急修理に関する申込受付体制を確立する	住宅班	72時間 ～		
1-3	市役所本館に被災住宅の応急修理に関する申込等の受付窓口を開設する	住宅班	72時間 ～		
1-4	被災住宅の応急修理の窓口開設に関して、住民に広報する	住宅班	72時間 ～		
2 被災住宅の応急修理の申込を受付ける					
2-1	被災住宅の応急修理の制度説明を行い、手続きの流れ、申込時の必要書類について説明する	住宅班	1週間 ～		
2-2	被災住宅の応急修理に関する各種必要書類を確認し、申込を受付ける	住宅班	1週間 ～		
3 被災住宅の応急修理を実施する					
3-1	修理業者から見積書等を受領したときは、内容を確認した上で、修理依頼書等を作成し、修理を依頼する	住宅班	2週間 ～		
3-2	修理業者から工事完了報告書等を受領し、内容を審査する	住宅班	1か月 ～		
3-3	請求書の確認を行い、修理代金を精算する	住宅班	1か月 ～		
被災者の住まいの確保 (内閣府ホームページ)			災害救助法 (内閣府ホームページ)		

第2 障害物等の除去

1 住宅に運び込まれた障害物の除去

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 住宅関係の障害物の除去に関する相談窓口を開設する					
1-1	災害救助法の適用と県知事から当該救助の委任の有無を市本部に確認する	住宅班	72時間 ～		
1-2	災害救助法が適用され、県より事務委任されたとき、住宅関連の障害物の除去に関する申込受付体制を確立する	住宅班	72時間 ～		
1-3	市役所本館に住宅関連の障害物の除去に関する申込等の受付窓口を開設する	住宅班	72時間 ～		
1-4	住宅関連の障害物の除去の窓口開設に関して、住民に広報する	住宅班	72時間 ～		
2 住宅関係の障害物の除去に関する申込を受付ける					
2-1	住宅関係の障害物の除去の制度説明を行い、手続きの流れ、申込時の必要書類について説明する	住宅班	1週間 ～		
2-2	住宅関係の障害物の除去に関する各種必要書類を確認し、申込を受付ける	住宅班	1週間 ～		
3 住宅関係の障害物の除去を実施する					
3-1	業者から見積書等を受領したときは、内容を確認した上で、依頼書等を作成し、障害物の除去を依頼する	住宅班	2週間 ～		
3-2	業者から工事完了報告書等を受領し、内容を審査する	住宅班	1か月 ～		
3-3	請求書の確認を行い、工事代金を精算する	住宅班	1か月 ～		

2 道路等関係障害物の除去

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 所管する公共土木施設の緊急点検調査を実施する					
1-1	所管する公共土木施設（道路・橋梁、交通安全施設、河川、農業用施設等）の被害概況を把握する	土木班	直後～		
1-2	所管する公共土木施設の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	(社)総務班 土木班	直後～		
1-3	所管する公共土木施設の緊急点検調査を実施し、二次災害等の危険度を評価する	土木班	直後～		
1-4	所管する公共土木施設の緊急点検調査実施結果を整理する	(社)総務班 土木班	直後～		
1-5	所管する公共土木施設の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	(社)総務班	直後～		
1-6	所管する公共土木施設の被災状況を災害発生後1週間以内に県(担当事業課)へ報告する	土木班	直後～	県	
2 所管する公共土木施設の応急措置を行う					
2-1	所管する公共土木施設に著しい被害を生じるおそれがあるときは、避難及び立入制限等の措置を講じる	土木班	直後～		
2-2	所管する公共土木施設に関し、障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行うとともに、仮復旧等施設に応じた応急措置を講じる	土木班	24時間 ～		
2-3	必要に応じて、県等への応援要請を市本部に依頼する	(社)総務班	24時間 ～		
2-4	所管する公共土木施設に関し、実施した応急措置を整理する	(社)総務班 土木班	24時間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	所管する公共土木施設に関し、実施した応急措置結果を市本部に報告する	(社)総務班	24時間 ～		
2-6	所管する公共土木施設に関し、実施した応急措置状況を県（担当事業課）へ報告する	土木班	24時間 ～	県	
3 障害物の集積場所を確保する					
3-1	道路交通の便や住民の日常生活等にも十分留意し、障害物の集積場所を確保し、除去した障害物を集積する	土木班	24時間 ～		
3-2	障害物の集積場所に適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する	土木班	24時間 ～		
3-3	私有地を使用するときは、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する	土木班	24時間 ～		

3 除雪活動

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 降雪に関する情報を提供する					
1-1	甲府地方気象台から発表される積雪情報、大雪警報、今後の積雪見込み等を把握する	統括班	直後～	気象台	
1-2	降雪の影響について、道路・鉄道等の関係機関に確認する	統括班	直後～	甲府河川国道事務所、 峡東建設事務所、JR 東日本	
1-3	降雪の影響について、市ホームページ、防災行政無線、報道機関等により、住民等へ情報提供・注意喚起を行う	統括班	直後～		
2 道路の除雪を行う					
2-1	大雪警報が発表されたときは、ライブカメラ等により、道路の通行状況をモニタリングする	土木班	直後～		
2-2	道路管理者間で除雪を行う区間について調整する	土木班	直後～	甲府河川国道事務所、 峡東建設事務所	
2-3	除雪機材の確保や作業方針の調整が必要なときは、道路管理者間で連携を図り、道路除雪作業の方針を決定する	土木班	直後～	甲府河川国道事務所、 峡東建設事務所	
2-4	大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等は、住民に対して地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける	土木班	直後～		
3 集落の雪処理の支援を行う					
3-1	防災行政無線等により、避難行動要支援者の世帯等に対する地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける	統括班	直後～		
3-3	市単独では雪処理が困難と判断されるときは、自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する	統括班	直後～	自衛隊	
3-3	必要に応じて、市内外から雪処理ボランティアを募集する	(住)総務班	直後～	災害ボランティア	

4 降灰除去等

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 降灰に関する情報を提供する					
1-1	火山噴火による降灰があったときは、職員の巡視等により、降灰厚を確認する	統括班	直後～		
1-2	火山噴火による降灰があったときは、県や近隣市町村と相互に降灰分布状況を報告する	統括班	直後～	県、近隣市町村	
1-3	降灰の影響について、道路・鉄道等の関係機関に確認する	統括班	直後～	甲府河川国道事務所、 峡東建設事務所、JR 東日本	
1-4	降灰状況について、市ホームページ、防災行政無線、報道機関等により、住民等へ情報提供・注意喚起を行う	統括班 情報班	直後～	報道機関	
2 除灰を行う					
2-1	道路管理者間で除灰を行う区間について調整する	土木班	直後～	甲府河川国道事務所、 峡東建設事務所	
2-2	除灰機材の確保や作業方針の調整が必要なときは、道路管理者間で連携を図り、道路除灰作業の方針を決定する	土木班	直後～	甲府河川国道事務所、 峡東建設事務所	
2-3	除灰する優先道路を住民に周知する	土木班	直後～		
2-4	管理道路の除灰作業を実施する	土木班	直後～		
2-5	必要に応じて、県に除灰作業等の要請を行う	土木班	直後～		
2-6	各事業者、家庭から排出された灰の回収を行う	環境班	72時間 ～		

第3 災害廃棄物処理

1 し尿、避難所ごみ、生活ごみの処理

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 初動体制を確立する					
1-1	災害廃棄物処理計画に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する	環境班	直後～		
1-2	職員の安否情報や参集状況、ライフラインの被災状況を把握する	環境班	直後～		
1-3	笛吹市クリーンセンター、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、収集運搬及び処理委託事業者と連絡をとり、処理施設及び収集運搬車両の被災状況と現況の収集運搬処理対応能力を確認する	環境班	直後～	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	
1-4	家屋及び下水道施設等の被災状況並びに避難所、避難者数等の情報を収集し、災害廃棄物、し尿、生活ごみ等の発生量を推計する	環境班	直後～		
1-5	災害廃棄物、生活ごみ、し尿の推計発生量を甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合、笛吹市クリーンセンター並びに収集運搬処理委託事業者と情報共有する	環境班	直後～	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	
1-6	災害廃棄物の発生量推計等より一次仮置場の開設の可否を検討する	環境班	直後～		
1-7	必要に応じて、一次仮置場の開設を進める	環境班	直後～		
2 仮設トイレを設置する					
2-1	し尿発生量推計値から必要な仮設トイレの設置基数を算出し、必要数を確保するとともに設置場所を決定する	環境班	24時間～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-2	業者に業務発注し、仮設トイレ、資機材等の運搬・設置を行う	環境班	24 時間 ～		
2-3	仮設トイレが不足すると見込まれるときは、協定締結自治体又は県（環境整備課）への応援要請を市本部に依頼する	環境班	24 時間 ～	協定締結自治体、県	
2-4	仮設トイレを設置する施設の責任者等にトイレの衛生管理について協力を依頼する	環境班	24 時間 ～		
2-5	仮設トイレの汲み取りを業者と契約する	環境班	24 時間 ～		
2-6	仮設トイレの設置状況を整理する	環境班	24 時間 ～		
2-7	仮設トイレの設置状況を甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合と市本部に報告する	環境班	24 時間 ～	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	
3 処理体制を確立する					
3-1	し尿、生活ごみ等の発生量推計値等の情報をもとに、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合と連携して、一般廃棄物の処理方針を決定する	環境班	24 時間 ～	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	
3-2	一般廃棄物処理実行計画を作成する	環境班	24 時間 ～		
3-3	処理施設の確保及び収集運搬体制の確立を行う	環境班	24 時間 ～		
3-4	市のみで対応できないときなど、必要に応じて、協定締結自治体又は県への応援要請を市本部に依頼する	環境班	24 時間 ～	協定締結自治体、県	
3-5	一般廃棄物処理実行計画に基づき、必要に応じて、臨時集積場等を確保する	環境班	24 時間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
4 し尿、避難所ごみ、生活ごみの処理を行う					
4-1	一般廃棄物処理実行計画に基づく、集積場所、集積日時、ごみの適切な処理方法等について、住民に周知する	環境班	72 時間 ～		
4-2	生活ごみ及びし尿について収集運搬及び処理業務を発注する	環境班	72 時間 ～		
4-3	発注業務を進捗管理し、一般廃棄物の処理実施状況を把握する	環境班	72 時間 ～		
4-4	一般廃棄物の処理実施結果を整理する	環境班	72 時間 ～		
4-5	一般廃棄物の処理実施結果を市本部に報告する	環境班	72 時間 ～		
5 仮設トイレを撤去する					
5-1	下水道施設の復旧状況、避難所の閉鎖状況、仮設トイレの利用状況等を把握する	環境班	1 か月 ～		
5-2	仮設トイレの撤去場所・時期を決定する	環境班	1 か月 ～		
5-3	業者に業務発注し、仮設トイレを撤去する	環境班	1 か月 ～		
5-4	仮設トイレの撤去状況を整理する	環境班	1 か月 ～		
5-5	仮設トイレの撤去状況を市本部に報告する	環境班	1 か月 ～		



2 災害廃棄物の処理、処分

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害廃棄物処理体制を確立する					
1-1	家屋の被災状況等の情報を収集し、災害廃棄物の発生量を推計する	環境班	直後～		
1-2	一次仮置場等の開設の要否及び分別区分等を決定し、災害廃棄物処理実行計画の作成を進める	環境班	直後～	(公財) 山梨県環境整備事業団	
1-3	直営で仮置場の設置運営を行う際には、人員及び資材の確保を行い、設営する	環境班	直後～		
1-4	仮置場の設置運営業務について、対応の可否について、協定事業者に協議確認を行う	環境班	直後～		
1-5	災害廃棄物の中間処理及び収集運搬について、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合並びに協定事業者に対応の可否について、に協議確認を行う	環境班	24 時間 ～		
1-6	必要に応じて、県(環境整備課)に応援を要請する	環境班	72 時間 ～	県	
1-7	委託業者により一次仮置場等を設置する	環境班	72 時間 ～		
1-8	仮置場における火災を未然に防止するため、専門家の意見を参考に必要な措置を行う	環境班	72 時間 ～		
2 災害廃棄物を処理する					
2-1	災害廃棄物の中間処理施設の確保を行い、契約を進める	環境班	72 時間 ～		
2-2	必要に応じて、県(環境整備課)に応援を要請する	環境班	72 時間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-3	仮置場における分別業務や仮置場から中間処理施設までの運搬業務を発注する	環境班	72 時間 ～		
2-4	業者に発注した分別業務や運搬業務を進捗管理し、災害廃棄物の処理実施状況を把握する	環境班	1 週間 ～		
2-5	仮置場等において、可能な範囲で大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行う	環境班	2 週間 ～		
2-6	仮置場等において悪臭や害虫が発生したときは、消臭剤や脱臭剤、殺虫剤の散布、シートによる被覆等の対応を検討する	環境班	2 週間 ～		
2-7	必要に応じて、環境モニタリング結果を住民等へ情報提供する	環境班	2 週間 ～		
2-8	災害廃棄物の処理状況を整理する	環境班	1 か月 ～		
2-9	災害廃棄物の処理状況を市本部に報告する	環境班	1 か月 ～		
災害廃棄物対策指針（環境省） 					

3 損壊家屋等の撤去・解体


手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 公費による損壊家屋等の撤去・解体に関する相談窓口を開設する					
1-1	損壊家屋等の撤去・解体に関する災害等廃棄物処理事業補助金内容や当該災害の国の特例措置について把握する	環境班	1週間 ～	環境省	
1-2	損壊家屋等の撤去・解体に関する相談体制を確立する	環境班	1週間 ～		
1-3	市役所市民窓口館に損壊家屋等の撤去・解体に関する相談窓口を開設する	環境班	1週間 ～		
1-4	損壊家屋等の撤去・解体の窓口開設に関して、住民に広報する	環境班	1週間 ～		
2 公費による損壊家屋等の撤去・解体に関する申込を受付ける					
2-1	損壊家屋等の撤去・解体に関する制度説明を行い、手続きの流れ、申込時の必要書類について説明する	環境班	1週間 ～		
2-2	損壊家屋等の撤去・解体に関する各種必要書類を確認し、申込を受付ける	環境班	1週間 ～		
2-3	関係課（税務課、福祉総務課）に撤去・解体に関する申込に関する情報を提供する	環境班	2週間 ～		
3 公費による損壊家屋等の撤去・解体を実施する					
3-1	業者から見積書等を受領したときは、依頼書等を作成し、損壊家屋等の撤去・解体を依頼する	環境班	2週間 ～		
3-2	撤去、解体の現場において、可能な範囲で大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行う	環境班	1か月 ～		
3-3	必要に応じて、環境モニタリング結果を住民等へ情報提供する	環境班	1か月 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-4	業者から工事完了報告書等を受領し、 内容を審査する	環境班	1 か月 ～		
3-5	請求書の確認を行い、工事代金を精算 する	環境班	1 か月 ～		
3-6	公費による解体・撤去の実施結果を整理する	環境班	1 か月 ～		
3-7	公費による解体・撤去の実施結果を市 本部に報告する	環境班	1 か月 ～		
災害関係業務事務処理マニュアル(環境省) 		災害時における石綿飛散防止に係る 取扱いマニュアル (環境省) 			

第4 災害ボランティア支援

1 災害ボランティアセンターの設置

手順	実施内容	担当	時期	協働する団体等	摘要
1 災害ボランティアセンターの設置を検討する					
1-1	多数の災害ボランティア派遣要請や災害ボランティアの申出等の情報を参考に、災害ボランティアセンターの設置場所、設置時期について検討する	(住)総務班 (福)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-2	災害ボランティアセンター設置場所（原則八代支所とするが地域の被災状況に応じて、市社会福祉協議会の各地域事務所内）、設置時期等について市本部に具申する	(住)総務班 (福)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-3	市本部の決定を受け、災害ボランティアセンター設置場所、設置時期等を確認する	(住)総務班 (福)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
2 災害ボランティアセンターを設置する					
2-1	市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請する	(住)総務班 (福)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
2-2	設置場所（原則八代支所とするが地域の被災状況に応じて、市社会福祉協議会の各地域事務所内）に災害ボランティアセンターの会場を設営する	(住)総務班 (福)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
2-3	災害ボランティアセンターの運営に必要なスタッフを確保する	(住)総務班 (福)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
2-4	災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材（専用電話回線、パソコン等）を確保する	(住)総務班 (福)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
2-5	災害ボランティアセンターの開設を確認し、市本部に報告する	(住)総務班 (福)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-6	県社会福祉協議会等の関係団体へ協力を依頼する	(住)総務班 (福)総務班	72時間 ～	県社会福祉協議会、市社会福祉協議会	
2-7	災害ボランティアセンターの開設について、住民に広報する	(住)総務班 (福)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
災害ボランティア関係情報 (内閣府ホームページ)					

2 災害ボランティアセンターの運営

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害ボランティアの活動状況を管理する					
1-1	市本部と連絡調整し、市全体のボランティアニーズを把握する	(住)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-2	市社会福祉協議会から災害ボランティアの受付状況を把握する	(住)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-3	災害ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等を確認する	(住)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-4	市ホームページ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、災害ボランティアを募集する	(住)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-5	特定の専門技能を有するボランティアの派遣が必要なときは、市本部を通じて県に派遣要請を依頼する	(住)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
2 災害ボランティアの活動支援を行う					
2-1	市社会福祉協議会から災害ボランティアセンター運営状況を把握する	(住)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
2-2	災害ボランティアセンターの運営に必要なスタッフが不足する場合は、市本部に調整を依頼する	(住)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
2-3	災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材が不足する場合は、市本部に調整を依頼する	(住)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
2-4	必要に応じて、県災害ボランティアセンター、ボランティア団体等に協力を依頼する	(住)総務班	72時間 ～	県社会福祉協議会	
3 災害ボランティアセンターの閉鎖を検討する					
3-1	ボランティア需要の減少等の情報をもとに、災害ボランティアセンター閉鎖時期について検討する	(住)総務班	2週間 ～	市社会福祉協議会	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	災害ボランティアセンター閉鎖時期等について市本部に具申する	(住)総務班	2週間 ～	市社会福祉協議会	
3-3	市本部の決定を受け、災害ボランティアセンター閉鎖時期等を確認する	(住)総務班	2週間 ～	市社会福祉協議会	
4 災害ボランティアセンターを閉鎖する					
4-1	市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの閉鎖を要請する	(住)総務班	2週間 ～	市社会福祉協議会	
4-2	災害ボランティアセンターで行われる未対応業務の引継ぎや資機材の返却等の後片付けに協力する	(住)総務班	2週間 ～	市社会福祉協議会	
4-3	災害ボランティアセンターの閉鎖を確認し、市本部に報告するとともに、県に報告する	(住)総務班	2週間 ～	市社会福祉協議会	
4-4	災害ボランティアセンターの閉鎖について、住民に広報する	(住)総務班	2週間 ～	市社会福祉協議会	

第5 義援金品の募集、配分

1 義援金の募集、受付及び配分

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 義援金を募集する					
1-1	県（福祉保健総務課）、被災市町村、日本赤十字社県支部、県共同募金会、報道機関等の関係団体と義援金配分委員会を結成する	(福)総務班	72時間 ～	県、日本赤十字社、県共同募金会	
1-2	義援金配分委員会において決定される義援金の募集方法、募集期間、広報方法等を確認する	(福)総務班	72時間 ～		
1-3	市社会福祉協議会と調整し、義援金の受付・保管、配分の実施体制を確立する	(福)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-4	市社会福祉協議会と調整し、受付窓口や振込指定口座を開設する	(福)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
1-5	市ホームページ等で義援金の募集に関する広報を実施する	(福)総務班	72時間 ～		
1-6	必要に応じて、市社会福祉協議会と連携して、市独自の義援金の募集を実施する	(福)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
2 義援金を受付・保管する					
2-1	義援金の提供を受付けたときは、領収書を発行し、帳簿等を整備する	(福)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
2-2	義援金配分委員会へ引継ぐまでは金融機関等へ預け入れる等確実な方法で受付けた義援金を一時保管する	(福)総務班	72時間 ～	市社会福祉協議会	
2-3	義援金の受付状況を整理する	(福)総務班	1か月 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-4	市本部・義援金配分委員会に義援金の 受付状況を報告する	(福)総務班	1か月 ～		
3 義援金を配分する					
3-1	義援金配分委員会で決定された配分方 針を確認する	(福)総務班	1か月 ～		
3-2	市本部が把握する被災者状況を確認す る	(福)総務班	1か月 ～		
3-3	義援金配分委員会で決定した配分方針 にしたがい、市に配分された義援金を 被災者へ配分する	(福)総務班	1か月 ～		
3-4	義援金の収納額や用途を整理する	(福)総務班	1か月 ～		
3-5	義援金の収納額や用途の整理結果につ いて、住民に広報する	(福)総務班	1か月 ～		

2 支援物資の募集、受付及び配分

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 支援物資を募集する					
1-1	被災地の状況を把握し、概ね被災地に必要とされる物資、不要な物資の量等の情報を整理する	資源管理班	72時間 ～		
1-2	市本部と調整し、支援物資募集品目を決定する	資源管理班	72時間 ～		
1-3	支援物資の受付・保管、配分の実施体制を確立する	資源管理班	72時間 ～	災害ボランティア	
1-4	物資集積拠点（いちのみや桃の里スポーツ公園）に受付窓口（物資送り先）を開設する	資源管理班	72時間 ～	災害ボランティア	
1-5	市ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関で支援物資の募集を広報する	情報班	72時間 ～		
2 支援物資を受付・保管する					
2-1	義援物資の提供を受付けたときは、受領書を発行し、帳簿等を整備する	資源管理班	72時間 ～	災害ボランティア	
2-2	物資集積拠点に義援物資を一時保管する	資源管理班	72時間 ～	災害ボランティア	
2-3	義援物資の受付状況を整理する	資源管理班	72時間 ～		
2-4	義援物資の受付状況を市本部に報告する	資源管理班	72時間 ～		
3 支援物資を配分・配布する					
3-1	避難所ニーズ等を把握し、受付けた義援物資の配分計画を作成する	資源管理班	72時間 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-2	配分計画にしたがい、義援物資を避難所等へ配分・配布する	資源管理班	72 時間 ～	災害ボランティア	
3-3	義援物資の配分結果を整理する	資源管理班	1 か月 ～		
3-4	義援物資の配分結果について、市ホームページ等で住民に広報する	資源管理班	1 か月 ～		

第6 応急教育

1 人的被害の把握

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 園児等の安否を確認する					
1-1	各施設長からの報告等により、園児及び保護者、保育教諭・保育士等の安否状況を把握する	保育班	直後～	各施設長	
1-2	施設ごとの園児及び保護者、保育教諭・保育士等の安否情報を整理する	(福)総務班 保育班	直後～	各施設長	
1-3	施設ごとの園児及び保護者、保育教諭・保育士等の安否情報の整理結果を市本部に報告する	(福)総務班	直後～		
1-4	安否不明な園児及び保護者、保育士・保育教諭等は、消防団、自主防災組織、笛吹警察署等と連携して、搜索する	(福)総務班 保育班	直後～	消防団、自主防災組織、笛吹警察署	
2 児童・生徒等の安否を確認する					
2-1	各学校が定めた学校防災計画に基づく報告等により、児童・生徒及び教職員等の安否状況を把握する	学校教育班	直後～	各学校長	
2-2	学校ごとの児童・生徒及び教職員等の安否情報を整理する	(教)総務班 学校教育班	直後～		
2-3	学校ごとの児童・生徒及び教職員等の安否情報の整理結果を市本部に報告する	(教)総務班	直後～		
2-4	安否不明な児童・生徒及び教職員等は、消防団、自主防災組織、笛吹警察署等と連携して、搜索する	(教)総務班 学校教育班	直後～	消防団、自主防災組織、笛吹警察署	

2 施設の応急措置

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 所管する施設等の被害状況を把握する					
1-1	所管する施設(学校、児童福祉、社会教育、社会体育)等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	保育班 学校教育班 生涯学習班	直後～		
1-2	所管する施設(学校、児童福祉、社会教育、社会体育)等の緊急点検を実施し、二次災害等危険度を評価する	保育班 学校教育班 生涯学習班	直後～		
1-3	所管する施設(学校、児童福祉、社会教育、社会体育)等の緊急点検調査実施結果を整理する	(福)総務班 (教)総務班	直後～		
1-4	所管する施設(学校、児童福祉、社会教育、社会体育)等の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	(福)総務班 (教)総務班	直後～		
1-5	所管する施設(学校、児童福祉、社会教育、社会体育)等の被災状況を災害発生後1週間以内に県へ報告する	保育班 学校教育班 生涯学習班	24時間 ～	県	
2 所管する施設等の応急措置を行う					
2-1	所管する施設(学校、児童福祉、社会教育、社会体育)等に著しい被害を生じるおそれがあるときは、避難及び立入制限等の措置を講じる	保育班 学校教育班 生涯学習班	24時間 ～		
2-2	所管する施設(学校、児童福祉、社会教育、社会体育)等に関し、障害物の除去、仮復旧等施設状況に応じた二次災害防止措置を講じる	保育班 学校教育班 生涯学習班	24時間 ～		
2-3	所管する施設(学校、児童福祉、社会教育、社会体育)等の応急措置に関し、必要に応じて、市本部に県等への応援要請を依頼する	(福)総務班 (教)総務班	24時間 ～		
2-4	所管する施設(学校、児童福祉、社会教育、社会体育)等に関し、実施した二次災害防止措置をとりまとめ、市本部に報告する	(福)総務班 (教)総務班	24時間 ～		


手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-5	所管する施設（学校、児童福祉、社会教育、社会体育）等に関し、実施した対応状況を県へ報告する	保育班 学校教育班 生涯学習班	24時間 ～	県	
3 学校給食に関する応急措置を行う					
3-1	各学校給食センター、共同調理場の職員、施設（ライフライン、調理器具等の設備、備蓄食材等）、納入業者等の被災状況を把握する	（教）総務班	24時間 ～		
3-2	市本部、県（教育委員会、峡東保健所）等と協議し、給食実施の可否を判断する	（教）総務班	24時間 ～	県	
3-3	給食実施が可能なとき、学校給食と被災者炊き出しとの調整を実施し、必要に応じて、学校給食を一時中止する	（教）総務班	24時間 ～		
3-4	災害時の学校給食及び炊き出しは、特に衛生管理に注意し、感染症、食中毒の発生のないよう努める	（教）総務班	24時間 ～		
3-5	給食実施が困難なときは、市本部に代替給食（外部からの搬入）の実施又は県（教育委員会）に物的・人的支援を要請する	（教）総務班	24時間 ～	県	
学校・教育関連施設				保育所（園）・認定こども園 ・小規模保育事業所 	
		生涯学習・文化施設		 スポーツ施設	
美術館・博物館				図書館・図書室	
		児童関連施設			

3 学校教育等の再開に向けた対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 応急保育を実施する					
1-1	施設長と連絡調整し、園児や職員の被災状況、園舎のインフラの復旧状況、避難所の利用状況から、保育再開が困難な施設を把握する	保育班	72時間 ～	各施設長	
1-2	保育再開が困難な施設があるときは、他の施設の利用等に関する調整を行う	保育班	72時間 ～	各施設長	
1-3	長期にわたり、園舎が使用不能で他の施設の確保が困難なときは、当該施設長に自宅待機等の措置を指示する	保育班	72時間 ～	各施設長	
1-4	必要に応じて、保育再開の見通し、状況の推移等について、施設長を通じて保護者に連絡する	保育班	72時間 ～	各施設長	
2 応急教育を実施する					
2-1	児童・生徒や教職員の被災状況、インフラの復旧状況、避難所利用状況から、学校教育再開が困難な施設を把握する	学校教育班	72時間 ～	各学校長	
2-2	避難所に利用されている施設で学校教育再開するときは、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒との住み分けを行う	学校教育班	72時間 ～	各学校長	
2-3	学校再開、応急教育計画の検討に関して、必要に応じて、連絡協議会を設置するなど実施体制を確立する	学校教育班	72時間 ～	各学校長	
2-4	学校教育再開が困難な施設があるときは、隣接する所管施設の利用や二部授業等の調整を行う	学校教育班	1週間 ～	各学校長	
2-5	市内に適当な施設がないときなど、必要に応じて、応急仮校舎の建設、県（教育委員会）への斡旋要請あるいは応急仮設住宅の早期建設要望等を行う	学校教育班	1週間 ～	県、各学校長	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-6	教職員等が不足するときは、学校間における教職員の応援、県（教育委員会）への協力要請、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成などの調整を行う	学校教育班	1週間 ～	県、各学 校長	
3 学用品等を確保する					
3-1	学校長等と連絡調整し、教科書・学用品等を喪失又は損傷した就学上支障のある児童・生徒等の数を把握する	学校教育班	1週間 ～	各学 校長	
3-2	教科書・学用品等の必要数を学校別にとりまとめ、県（教育委員会）に報告し、供給を受ける	学校教育班	1週間 ～	県	
3-3	供給を受けた教科書・学用品等について、学校を通じて、を就学上支障のある児童・生徒に支給する	学校教育班	1週間 ～	各学 校長	
3-4	必要に応じて、就学援助費の支給、児童・生徒の心のケア対策、転出・転入の手続き等、児童・生徒等の援助を行う	学校教育班	1週間 ～	県	
災害救助法（内閣府ホームページ）					




4 文化財の応急対策

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 文化財の応急対策実施体制を確立する					
1-1	文化財所有者や管理責任者から市内の文化財の被害の有無・程度に関する情報を速やかに収集する	生涯学習班	72時間 ～	文化財保護指導委員	
1-2	必要に応じ、職員を現地に派遣するなど、被害状況の調査を実施する	生涯学習班	72時間 ～		
1-3	市内の指定文化財の被害状況についてとりまとめ、市本部、県（教育委員会）に報告する	生涯学習班	1週間 ～	県	
1-4	被害状況を勘案して、文化財の応急措置の実施方針を決定する	生涯学習班	1週間 ～		
1-5	県、文化庁等と連絡調整し、文化財の応急措置に必要な人員、資機材等を確保する	生涯学習班	1週間 ～	県文化財保護審議委員、国立文化財機構	
2 文化財の応急措置を行う					
2-1	確立した応急対策実施体制（文化財所有者、管理責任者、関係機関・団体・ボランティア等）間で連携・協力し、文化財の応急措置を実施する	生涯学習班	1週間 ～	県文化財保護審議委員、国立文化財機構	
2-2	必要に応じ、被害が大きい移動可能な文化財は、仮保管場所を確保し、一時的に安全な場所に移動する	生涯学習班	1週間 ～		
2-3	文化財の応急措置に関する実施記録を作成する	生涯学習班	1週間 ～		
2-4	文化財の応急措置に関する実施状況を市本部、県（教育委員会）に報告する	生涯学習班	1週間 ～	県	
文化財他					

第6節 被災者の生活再建支援

第1 罹災証明書の発行

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 罹災証明書の発行窓口を開設する					
1-1	罹災証明書の発行業務の実施体制を確立する	住民班	72時間 ～		
1-2	罹災証明書の発行業務に必要な調査員・備品を確保する	住民班	72時間 ～		
1-3	市役所市民窓口館に罹災証明書の発行窓口を開設し、住民に広報する	住民班 情報班	72時間 ～		
1-4	罹災証明書発行窓口において罹災証明書発行申請を受付ける	住民班	72時間 ～		
2 住家の被害認定調査を実施する					
2-1	被害の概要を把握し、罹災証明書の発行に係る被害認定調査の実施体制を確立する	住民班	72時間 ～		
2-2	住民基本台帳・課税台帳等の既存データを準備する	住民班	72時間 ～		
2-3	必要に応じて、協定を締結している県土地家屋調査士会に応援を要請する	住民班	72時間 ～	県土地家屋調査士会	
2-4	必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を収集する	住民班	72時間 ～		
2-5	罹災証明書の発行に係る住家の被害認定調査を実施する	住民班	1週間 ～	県土地家屋調査士会	

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
2-6	罹災証明書の発行に係る住家の被害認定調査の実施結果を整理する	住民班	1週間 ～		
3 罹災証明書の発行業務を行う					
3-1	住家の被害認定調査結果と照合し、罹災証明書を1世帯に1通発行する	住民班	1週間 ～		
3-2	被害家屋が多く、市単独では円滑な罹災証明の発行業務が困難なときは、県等に応援職員の派遣を要請する	住民班	1週間 ～	県	
3-3	災害時の混乱により発行が困難、判定結果に不服があるときなどは、必要に応じて、被害家屋の再調査を行う	住民班	1週間 ～		
4 被災者台帳を作成する					
4-1	被災者の援護に関する情報を入手し、罹災証明書の交付状況をもとに、被災者台帳を作成する	住民班	1週間 ～		
4-2	市内で保有していない情報等があるときは、他の市町村等に情報提供を依頼し、被災者台帳に記載・記録する。	住民班	1週間 ～	他市町村	
4-3	被災者台帳を用いて、関係部署間で被災者の情報を共有する	住民班	2週間 ～		
4-4	外部が行う被災者援護を効率的に行うため、必要に応じて、申請に基づき台帳情報を外部に提供する	住民班	2週間 ～		
災害に係る住家の被害認定（内閣府） 		罹災証明書の発行について			
 被災者台帳の作成等に関する実務指針 (内閣府)					



第2 生活資金等の支給、貸付

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 生活再建に係る資金等の支給・貸付に関する窓口を開設する					
1-1	法令及び条例の規定に基づく、生活再建に係る資金等の支給や貸付に関する条件や手続きを把握する	住民班 福祉班	72時間 ～	県、市社会福祉協議会	
1-2	生活再建に係る資金等の支給・貸付に関する相談体制を確立する	住民班 福祉班	72時間 ～		
1-3	法令及び条例の規定に基づく、生活再建に係る資金等の支給・貸付に関する広報資料を作成する	住民班 福祉班	72時間 ～		
1-4	市役所市民窓口館に生活再建に係る資金等の支給・貸付に関する相談窓口を開設する	住民班 福祉班	1週間 ～		
2 生活再建に係る資金等の支給・貸付に関する相談に対応する					
2-1	相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	住民班 福祉班	1週間 ～		
2-2	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	住民班 福祉班	1週間 ～		
2-3	各種相談、申請情報を整理する	住民班 福祉班	1週間 ～		
被災者生活再建支援金支給概要			山梨県・市町村被災者生活再建支援制度		
	生活福祉資金貸付制度		母子父子寡婦福祉資金貸付金制度		
笛吹市災害弔慰金の支給等に関する条例					

第3 税の減免

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 税金や保険料等の減免・猶予に関する相談窓口を開設する					
1-1	法令及び条例の規定に基づく、災害時の税金や保険料等の減額又は免除や猶予に関する条件や手続きを把握する	住民班	72時間 ～		
1-2	災害時の税金や保険料等の減額又は免除や猶予に関する相談体制を確立する	住民班	72時間 ～		
1-3	法令及び条例の規定に基づく、災害時の税金や保険料等の減額又は免除や猶予に関する広報資料を作成する	住民班	72時間 ～		
1-4	市役所市民窓口館に災害時の税金や保険料等の減額又は免除や猶予に関する相談窓口を開設する	住民班	1週間 ～		
2 税金や保険料等の減免・猶予に関する相談に対応する					
2-1	相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	住民班	1週間 ～		
2-2	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続を行う	住民班	1週間 ～		
2-3	各種相談、申請情報を整理する	住民班	2週間 ～		
笛吹市税条例 		笛吹市国民健康保険税条例 			
		笛吹市介護保険条例			

第4 住宅再建支援

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 住宅の再建支援に係る相談窓口を開設する					
1-1	県（建築住宅課）と連絡調整し、災害復興住宅資金や災害特別貸付金の融資制度に関する条件や手続を把握する	住宅班	1週間 ～	県	
1-2	県（建築住宅課）や住宅金融支援機構と連携して、住宅の再建支援に関する相談体制を確立する	住宅班	1週間 ～	県、住宅金融支援機構	
1-3	山梨県個人住宅建設資金貸付制度や災害復興住宅融資制度に関する広報資料を作成する	住宅班	1週間 ～		
1-4	市役所本館に住宅の再建支援に関する相談窓口を開設する	住宅班	1週間 ～		
2 住宅の再建支援に係る相談に対応する					
2-1	相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	住宅班	1週間 ～		
2-2	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続を行う	住宅班	1週間 ～		
2-3	各種相談、申請情報を整理する	住宅班	2週間 ～		
2-4	必要に応じて、災害公営住宅の空き室の有効利用や公的賃貸住宅への特例入居等の措置、災害公営住宅の新規建設等を検討する	住宅班	2週間 ～		
災害復興住宅融資制度			山梨県個人住宅建設資金貸付要綱		

第5 労働力確保対策



手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 労働力の不足する業務を把握する					
1-1	各部統括班を通じて、市職員や外部の応援者だけでは災害対応が困難な業務を把握する	資源管理班	1週間 ～		
1-2	災害応急対策に係る求人が必要なときは、職種別所要求人数、作業する場所・時間・内容・期間・賃金等の労働条件を整理する	資源管理班	1週間 ～		
1-3	甲府公共職業安定所と連絡調整し、求人が可能な災害応急対策業務を把握する	資源管理班	1週間 ～	甲府公共 職業安定 所	
2 災害応急対策に必要な労働力を確保する					
2-1	甲府公共職業安定所に雇用に関する諸条件を明示して、労働者の供給、斡旋を依頼する	資源管理班	1週間 ～	甲府公共 職業安定 所	
2-2	必要に応じて、面談等を行い、応募者の中から採用者を選定する	資源管理班	1週間 ～		
2-3	採用者と臨時雇用に必要な諸手続きを行う	資源管理班	1週間 ～		
2-4	労働力を必要とする部署に採用者を派遣する	資源管理班	2週間 ～		

第6 日本郵政グループの災害時特別取扱内容の周知

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 相互の協力体制を確立する					
1-1	市内郵便局と締結している協定に基づき、当該災害における相互の協力要請事項に関する情報交換を行う	統括班	1週間 ～	日本郵政 (株)	
1-2	被災状況や避難所開設状況から、市内郵便局への協力要請の要否を検討する	統括班	1週間 ～	日本郵政 (株)	
1-3	必要に応じて、市内郵便局に対して、協定に定める業務に関する協力要請を行う	統括班	1週間 ～	日本郵政 (株)	
2 日本郵政グループの災害特別取組内容を住民に周知する					
2-1	当該災害による日本郵政グループが実施する災害特別取組内容を把握する	情報班	1週間 ～	日本郵政 (株)	
2-2	当該災害による日本郵政グループが実施する災害特別取組内容を住民に周知する	情報班	1週間 ～	日本郵政 (株)	
日本郵政グループの災害への対応					

第7節 企業等の再建支援

第1 農林業の再建支援

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 農林業の緊急支援資金に係る相談窓口を開設する					
1-1	関係機関と連携して、農林業の緊急支援資金に関する制度利用条件や手続を把握する	農政班	1週間 ～	山梨県農業 共済組合、 笛吹農業協 同組合	
1-2	農林業の緊急支援資金に係る相談体制を確立する	農政班	1週間 ～		
1-3	市役所本館に農林業の緊急支援資金に係る相談窓口を開設する	農政班	1週間 ～		
1-4	農林業の緊急支援資金に関する広報資料を作成する	農政班	1週間 ～		
2 農林業の緊急支援資金に係る相談に対応する					
2-1	被災者の相談に統一的に対応するために、関係機関や県（農業技術課）と協議し、相談・指導内容について協議を行う	農政班	1週間 ～	県	
2-2	相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	農政班	1週間 ～		
2-3	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続を行う	農政班	1週間 ～		
2-4	相談、申請情報を一元的に管理する	農政班	1週間 ～		
天災融資法による融資制度				日本政策金融公庫の融資制度	
					



第2 商工業の再建支援

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 商工業者の再建資金に係る相談窓口を開設する					
1-1	県（産業政策課）や関係機関と連携して、商工業者の再建資金に関する制度利用条件や手続を把握する	観光商工班	1週間 ～	県、市商 工会	
1-2	商工業者の再建資金に係る相談体制を 確立する	観光商工班	1週間 ～		
1-3	市役所本館に商工業者の再建資金に係 る相談窓口を開設する	観光商工班	1週間 ～		
1-4	商工業者の再建資金に関する広報資料 を作成する	観光商工班	1週間 ～		
2 商工業者の再建資金に係る相談に対応する					
2-1	被災者の相談に統一的に対応するた めに、関係機関や県と協議し、相談・指導 内容について協議を行う	観光商工班	1週間 ～	県	
2-2	相談窓口において、各種相談、申請を 受付ける	観光商工班	1週間 ～		
2-3	相談、申請内容に応じて、適切な指導・ 助言等を行うとともに、必要な手続を 行う	観光商工班	1週間 ～		
2-4	相談、申請情報を一元的に管理する	観光商工班	2週間 ～		
日本政策金融公庫の融資制度			山梨県融資メニュー一覧		

第8節 公共施設の災害復旧

第1 災害復旧に係る財政援助

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害復旧事業の補助を受けるための災害申請を行う					
1-1	被災した所管する施設の災害復旧に関する現地調査を実施する	施設を所管する各班*	1週間～		
1-2	災害発生後1か月以内に災害状況報告書を作成し、県の担当事業課に報告する	施設を所管する各班*	1週間～	県	
1-3	災害復旧に係る事業の決定を受けるための査定計画を作成する	施設を所管する各班*	1週間～		
1-4	災害発生後60日以内かつ査定前に国庫負担に関する交付申請書を作成し、提出する	施設を所管する各班*	1週間～		
1-5	災害査定に立会い、現場において被害状況、申請工事内容等必要な説明を行う	施設を所管する各班*	1週間～		
2 資金計画を策定する					
2-1	応急対策、復旧対策に関する予算の設置、災害関連財政支出の管理、被害総額の集計等の一連の災害財務に関する担当者を配置する	施設を所管する各班*	1週間～		
2-2	災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握する	施設を所管する各班*	1週間～		
2-3	活用可能な各種災害復旧事業制度等を把握する	施設を所管する各班*	1週間～		
2-4	各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、資金計画を策定する	施設を所管する各班*	1週間～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3 必要に応じて、復旧・復興財源を確保する					
3-1	普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる	財政班	2週間 ～		
3-2	現行の法制度に基づく事業制度及び措置等では十分な対応が図れないときは、国へ特別措置等を要望する	財政班	2週間 ～		
3-3	一時的に資金が不足するときは、金融機関からの一時借入金又は地方財務局からの災害応急融資により、必要資金を確保する	財政班	1か月 ～		
3-4	必要に応じて、復興基金を設立する	財政班	1か月 ～		
災害復旧事業（補助）の概要			復旧・復興ハンドブック（内閣府）		

※施設を所管する班

資源管理班：本庁舎	情報班：各支所
環境班：環境衛生施設	農政班：農林業施設
土木班：公共土木・都市施設	住宅班：公営住宅
水道班：水道施設	下水道班：下水道施設
福祉班、保育班：社会福祉施設	救護班：医療施設
学校教育班：学校教育施設	生涯学習班：社会教育施設

第2 公共施設の復旧事業の推進

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害復旧事業計画を策定する					
1-1	補助事業の適用を受けた被災所管施設の災害復旧事業計画を策定する	施設を所管する各班*	1か月～		
1-2	災害復旧事業の発注準備を行い、施工業者を決定する	施設を所管する各班*	1か月～		
1-3	委託した災害復旧事業の進捗管理を行う	施設を所管する各班*	1か月～		
1-4	災害復旧事業の竣工検査を行い、事業費を精算する	施設を所管する各班*	1か月～		
2 災害復旧事業を実施する					
2-1	補助事業の適用を受けた被災所管施設の災害復旧事業計画を策定する	施設を所管する各班*	1か月～		
2-2	災害復旧事業の発注準備を行い、施工業者を決定する	施設を所管する各班*	1か月～		
2-3	委託した災害復旧事業の進捗管理を行う	施設を所管する各班*	1か月～		
2-4	災害復旧事業の竣工検査を行い、事業費を精算する	施設を所管する各班*	1か月～		

※施設を所管する班

資源管理班：本庁舎

環境班：環境衛生施設

土木班：公共土木・都市施設

水道班：水道施設

福祉班、保育班：社会福祉施設

学校教育班：学校教育施設

情報班：各支所

農政班：農林業施設

住宅班：公営住宅

下水道班：下水道施設

救護班：保健センター

生涯学習班：社会教育施設

第3 災害復興

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
1 災害復興方針を作成する					
1-1	市災害対策本部の決定を受け、災害復興本部を組織化する	情報班	2週間 ～		
1-2	災害復興本部に災害復興計画策定のプロジェクトチームを設置する	情報班	2週間 ～		
1-3	学識経験者、住民等の参画を得ながら、災害復興検討委員会を設置する	情報班	1か月 ～		
1-4	災害復興検討委員会において、災害復興方針を作成する	情報班	1か月 ～		
2 災害復興計画を策定する					
2-1	災害復興方針にしたがい、災害復興計画案を策定する	情報班	1か月 ～		
2-2	災害復興計画案を災害復興本部会議に諮り、計画決定する	情報班	1か月 ～		
2-3	災害復興計画を住民に公表する	情報班	1か月 ～		
3 災害復興事業を推進する					
3-1	災害復興計画にしたがい、分野ごとの事業計画を策定する	情報班	1か月 ～		
3-2	特に人材の不足が予想される部門・職種に対して、庁内から弾力的、集中的に職員を配置する	情報班	1か月 ～		
3-3	必要に応じて、県各部局受援担当に他地方公共団体への職員の派遣要請を行う	情報班	1か月 ～		

手順	実施内容	担当	時期	協働する 団体等	摘要
3-4	各部の実施する災害復興事業の進捗を確認し、災害復興状況を整理する	情報班	1 か月 ～		
3-5	災害復興状況を県及び関係機関に報告する	情報班	1 か月 ～		
3-6	災害復興状況を住民に広報する	情報班	1 か月 ～		